

**決算審査特別委員会**  
**(水道・病院事業会計)**

平成 20 年 10 月 28 日  
〔第 1 日〕

# 決算審査特別委員会委員

委員長	末次	利男
副委員長	見陣	泰幸
委員	坂口	久信
委員	下平	力人
委員	川下	武則
委員	平古場	公子
委員	山口	巖
委員	所賀	廣

以上 8 名

## I N D E X

議案第 67 号	平成 19 年度太良町水道事業会計決算の認定について—————	4
議案第 66 号	平成 19 年度町立太良病院事業会計決算の認定について—————	25

## 午前9時30分 開会

### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

それではおそろいの方ですので、開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、ご通知を差し上げておりましたとおり、9月の定例議会におきまして、企業会計並びに一般会計等決算審査特別委員会に閉会中の審査を付託されました議案第66号及び議案第67号の企業会計2件と、議案第68号から議案第73号までの一般会計及び特別会計の6件、合わせての8つの案件を審査するために本日委員会を招集いたしましたところ、本当に執行部皆さん方には大変ご多用の中に、また委員の皆さんには議会を代表しての特別委員として何かとお忙しい中にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

決算の意義というのは言うまでもなくですね、いわゆる歳入歳出の議決に基づいた収入と支出の執行結果を集計した計算書であると思います。予算執行の結果、どのような住民サービスの成果が上げられたのかの成果報告書でもあると思います。その成果報告というのはですね、予算執行の単なるデータ、計算書ではないと。この予算執行によって成し遂げられた効果であるとは私は思っています。そういった意味ではですね、その歳入歳出の工夫がなされたのかどうか、そういったものを審査するための決算審査であると思っています。

それと委員の方にもお願いをいたしますけれども、往々にして議会というのは、もう議決したあとだからという意味から緊張感を欠くというところも一般論としてはあるといわれておりますが、やはりこれは住民を代表してですね、議会にこの一年間の決算を批判と監視をする機会を与えられていると思いますので、そういった意味でも緊張感を持って審議に臨んでいただきたいと思います。そういった意味ではですね、今日から3日間、大変皆さん方には日程的には厳しいと思いますけれども、十分御協力をいただきまして、実りある決算審査になりますことを期待いたしまして、簡単ですがけれども委員長のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

次に、議長のごあいさつをお願いいたします。

### ○議長（坂口久信君）

《 議長あいさつ 》

### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

ありがとうございました。

続きまして、町長のごあいさつをいただきます。

### ○町長（岩島正昭君）

《 町長あいさつ 》

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

ありがとうございました。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

ただちに委員会を開会し、本日の会議を開きます。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

お諮りします。

お手元に付託議案審査案件審査表を配付しております。本日は、議案第 66 号及び議案第 67 号の 2 つの案件を終了、採決し、第 2 日目、第 3 日目に一般会計及び特別会計を審査したいと思います。

なお、審査の都合上、議案第 67 号の水道事業会計から審査し、次に議案第 66 号の町立太良病院事業会計へ移り、以下の順によって審議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

異議なしと認めます。

よって、本日は、2 つの企業会計、第 2 日目、第 3 日目に一般会計及び特別会計を審査することに決定しました。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

重ねてお諮りいたします。

監査委員の説明は、9 月定例議会でおきまして行われましたので省略をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

異議なしと認めます。

よって、監査委員の説明は省略することに決定いたしました。

**議案第 67 号 平成 19 年度太良町水道事業会計決算の認定について**

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

ただいまから審査に入ります。

最初に、議案第 67 号平成 19 年度太良町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案件以外の方は、一応退席をお願いします。審査の時間になりましたらご連絡いたします。

退席のため、暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

午前9時57分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。  
休憩を閉じ、ただちに委員会を再開いたします。  
環境水道課長の事業実績の概要説明を求めます。

《 事業実績の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑の方は、決算書及び審査意見書のページを言ってから質疑をお願いいたします。  
質疑の方ございませんか。

○平古場委員

決算書の12ページの給水人口と給水戸数とはどう違うんですか。人口と戸数の違い。

○環境水道課長（土井秀文君）

給水人口、まず4,562人ですけれども、これは、給水区域内の人口が4,562人で、一人一人の数ですね、それで1,380戸というのは、その給水区域内の件数です。

○平古場委員

わかりました。

○所賀委員

決算書、意見書には関係無いようで恐縮ですが、同じ水で水道の事業会計とそれから簡易水道特別会計というのがありますね。この区割りといいますか、上水と簡水の違いでしょうが、部落別でも結構ですけど、水源地からの各々の各戸に給水されてるわけですが、この区分けといいますか、何でこんなふうに二つに分かれとるのかということと、その用件、条件といいますか、こいやっけん水道事業会計の方よ、こいやっけんが簡水の特別会計の方よというような区分けといいますか、できたらその部落別にわかったらなという気がしますが。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まず上水道につきまして、上水道を開設する当初ですね、その時の人口が5,001人以上。5,001人以上おれば上水道として認可を取りまして、上水道として事業をしております。5,000人以下101人までが簡易水道ということで先ほどの上水と一緒に認可を取りまして、事業を開始するときの人口で上水、簡水に振り分けております。

それで上水ですけれども、現在は多良地区のほうが計画が5,700人、現在給水人口が4,562人、今現在のところは5,000人を割つとりますけれども、当初は5,000人おりましたので、上水道のほうで引き続き事業は行っております。

上水の給水区域ですけれども、部落名を挙げてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

早垣、杉谷、栄町、片峰、油津、畑田、古賀、端古賀、瀬戸、川原、郷式、北町、本町、陣ノ内、小田、針牟田、大峰、川内、以上18部落が上水道として現在事業を行っております。（「大浦」と呼ぶ者あり）

簡水のほうにつきましては、ここで施設名を挙げまして、部落名を挙げてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）簡水につきましては――。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

課長、簡水については、簡水のところで報告をしてください。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

そしたら今、所賀委員の質問の簡水の水道施設につきましては、簡易水道の特別会計の中でご報告したいと思います。後ほどペーパーでご報告もしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○所賀委員**

大浦地区の上水は無かですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

大浦地区についてはございません。

**○見陣委員**

決算書の1ページと決算書の3ページの計算方法ですね。どっからどういうふうにして合わせるのか。ちょっと教えていただければ。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

1ページのほうがですね、税込みの金額になっております。3ページが税抜き金額になっておりますので、金額が幾らかは違うと思います。税の分が。（「3ページのほうが税抜きということですね」と呼ぶ者あり）はい。

**○見陣委員**

そして、決算書の7ページとこっちの未収金のほうですけど。決算書の未収金とこっちの未収金が大分違いますけど、理由をお願いします。（「何ページですか」と呼ぶ者あり）決算書の7ページの未収金であるでしょ。下のほうに。流動資産のほうに。それとこっちの広かほうの未収金ば出してもろうとる金額の違い。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

7 ページの 1,288,550 円がですね、決算の額です。756 千円につきましてはですね、9 月末現在で出しとりますので、その分の差が出てるわけです。

**○見陣委員**

そしたらこっちは3月末ということですね。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

決算書はですね。はい。

**○川下委員**

9 ページですよ、最初の収支のやつで。利益はあんまり無かるとですよ、利益は 200 万円ちょっとしか無かるとに資本的支出が皆で一千幾らとか、あまりにも多すぎるというか、そこら辺ですよ、赤字が出る部分で、今後の水道料金を上げたりする考えはないですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

18 年度に水道料金を改定いたしまして、それでその時が、18 年度が 10%の——。最初、18 年度で 2 割上げる予定をですね、1 割、18 年度で上げとります。その後の 1 割を 3 年後ぐらいに計画するというので、据え置きをしておりました。それで、大体今、3 年目が来ておりますので、今、料金を報告書にもありますように戸数も減っておりますし、人口も減っておりますので、その分減った施設はそのままですので、維持管理していくのは当然、一緒のままですけれども、その辺の今現在、料金は上げるべきなのか、そういった資料を作っております。その準備はいたしておまして、その分うちのほうで何点か案を作りまして、上司のほうにですね、相談して値上げに踏み切るのはまたほかの方法をですね、いろんな方法を考えて上司のほうと相談をしたいとは考えております。これも早急にすべきことだと思っておりますので、資料等を作りましてですね、打ち合わせはしたいと思っております。

**○川下委員**

資本的支出の状況の中で、今後どれくらい新しいやつに切り替えていかにやいかんとか。そこら辺の将来的な展望を聞かせてください。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

うちの配水管、ほとんど改良が終わっていると思いますけれども、今、一番重視しているのは、道路改良等が出てきた場合にはそちらのほうの緊急性を優先しまして、改良のほうではそちらのほうを横とのつながりで、建設課・県のほうとも調整をしながら、そちらのほうを優先していきたいとは思っておりますけれども、突発的な事故等があったら、そういったことについては修繕のほうで対応していきたいとは考えております。

**○山口委員**

今さっきの課長の答弁でですね、いろいろのほうで、その値上げの件ですけれども、

検討して試算しているということですが、民間委託ということも考えて、今そういう方向をやっているのか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

山口委員が言われるのは、指定管理のことだと考えておりますけれども、現在、指定管理、全国で一件行われておりますけれども、うちのほうとしてはですね、施設の数も多いということで、課内の中では受けてくれる企業があるかどうかということも考えておりますけれども、まず近くに無いということになれば、当然、福岡・九州外に出ればその分また契約額ですか、そういうのがかなり多額になってくるとは考えますし、現在のままでの維持管理のほうが良いのではないかと、課内では考えております。

#### ○下平委員

これから先のことなんですがね、給水人口・給水戸数、これもだんだん減っていくと。今、課長がおっしゃられるとおりでとは思いますが、それに伴うところの手立てとして、まず有収率ですね、これの引き上げ。昨年から比べると若干引き上がっておりますけれども、まだ80%の前半ということですから、この対策としてですね、もちろん本管は大体切り替えてしまったと。じゃあその問題はどこにあるのかということになりますが、その辺はどういうふうなお考え持っていらっしゃいますか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

決算委員会でいつも有収率、ご指摘受けとりますけれども、本管についてはですね、早期発見・早期修理をとということで、うちのほうも職員、夜間漏水調査等を行いまして、有収率の向上にも努めております。でもなかなかですね、見つけにくいのが毎年ちょっと限界じゃないですけど、行っとりますけど、給水管等のパイプが小さいものが多いものですので、改良工事の概況の中でも説明をしましたがけれども、給水戸数の切り替えをですよ、4件、3件、19年度においては7件ほどやとりますけれども、それと改良工事を本管をした場合もですね、給水工事がかかるとる分についてはその分についても給水管の切り替えを行っとりますので、うちのほうで一番苦慮しておるのが、小さい管の支水線替えとかそういった小さいことを積み上げてですね、有水率の向上に努めたいとは考えております。

#### ○坂口委員

今のとに関連したごとなつとですけども。11 ページね。水管の切り替えは年間通して徐々にやっておられるとですけども。例えば年間にここは4件ばってんが、どのくらい計画をしてね、いつぐらいまでにその全部の支水の切り替えが終わるのかね。そういう見通しは立ててあるのかどうかね。今後も多分、ずっと続けていかれると思いますが、そういう予算的な問題も含めてですよ、計画的に考えておられるのかどうか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

うちの水道の一番古い分が、栄町地区がもと部落水道でやっておられました。それをうちの上水で吸収したような恰好になっております。

一番古いのが栄町、それと一番本管が片峰地区ですけれども、自宅の裏に本管が入ってございましたので、今現在、町道に配管替えをしております。その分について、今度は給水管も本管から取り外すような計画で、このように19年度も4件、7件とさせてもらっておりますけれども、栄町地区がもうほとんど終わりました、それとあと片峰地区のそういった本管から給水管への切り替えがほとんど終わりますので、あとはほとんど終わっているような状況になつてきますので、あと4、5年ですね、自宅の床の下ですか、そういった管がまだ何カ所かありますので、そういったことを切り替えればほとんど整備は終わるような状況にはなっております。

### ○坂口委員

それならそのあと何年じゃいである程度、水道については切り替えが終わるというような状況であるとあなたは言われたばってんが、そういう計画性とか何とかは環境水道課あたりはぴしゃっと、突発的なことは別として、計画はされておられるのかどうかね。そしてそういう工事費用あたりについてもですよ、どのように試算をされておられるのか。それによって、今いろいろな人から出よるごと、非常に今後、予算的なものを見ても非常に厳しいような水道事業になってくるじゃなかかなという、値上げも含めて考えんばいかんともあるもんやっけんね。そこんにきをどのように計画、こいじゃやっばいずっとして行きよるもんじゃっけん、計画性のあつてしよるとか何かわからんし、いつまで完了するかも我々ちよつとわからんような状況でね、そいの終われば、例えばここ何年かでその辺の終われば、有収水率も多分上がってくつとじゃなかかな。上がらんぎとちよつとおかしかもんね、実際言うて。本管なんてぴしゃってしとるわけやっけん。あとそのそういうところの切り替えとか何とかぴしゃってしてしもうて上がらん、しても上がらんで言うぎとちよつとおかしかとしか考えられんけんが。どうしても有収率あたりを上げていかんぎと価格に反映せんばいかんわけやっけんが。人口も減り、戸数も減りしよるとやっけんがさ。どのぐらい、例えば5年間で工事費あたりも見込んどるのかね。その辺がちよつと計画的に皆さんが考えておられるとがわかれば教えて。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

給水管の切り替えについては、年次的計画ですかね、表的には表しておりませんが、片峰があと2年ぐらいで終わるということで計画はしております。その中で、やはり経営状況のですね、単年度で済ませれば良いことですけれども、何分にも経営状況を圧迫させない計画でですね、一番給水戸数ができる年内、年度年度でできる、まあ10件を基準にしまして、一地区一地区でやっていきたいと計画はしております。

### ○下平委員

いわゆる有収率の向上。これをですね、大体、設定、目標値ですね。これをどこら辺に設定をして、それに対して努力をされているのかということは、なかなか難しいと思いますがですね、そこら辺を一定に目標を掲げてそれに向かって努力をしていくということも非常に大事だと思いますが。その辺はどうですか。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

県の平均が87ぐらいの有収率です。それで、私たちも県平均レベルまでは上げんといかんじゃろうという努力はしておりますけれども、なかなか一気にうちとしては6%程ですか、差がありますが、この6%がちょっとあとの頑張りだとは考えとりますので、私たちの目標としては県並みにはもっていきたいとは考えております。

### ○下平委員

わかりました。

### ○坂口委員

ちょっとよかですか。前の質問の答えがなっとらんとぼってんが。例えば5年間でね、いろいろ計画して5年間で済むていうと、その予算の、例えば昨年あたりはここで言えば一千万円ばかりかかっとなっとぼってん、5年間でどのくらい予算的には考えとっとな。終わるぐらいまでに。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

済みません、答弁漏れまして。

お答えします。

先ほどうちのほうが年間計画10件ほどと申しましたけれども、予算的にはですね、毎年200万円前後で給水管の切り替えができればということで予算計上はいたしております。そして5年ぐらいですので、あと一千万円ぐらいは給水管切り替えにかかるんではないかという予測は立てております。

### ○平古場委員

ことしやったですかね、道越、家の前の配水管が飛んだでしょ。あの時に、中をこう、掘ってみんさった時に見たとですけど、もうボロボロしとっとなですよ。中の配水管がですね。あれは最初にできた配水管だと思うんですけど、ああいうところがまだたくさんあると思うんですけど、あの工事を改修するのに費用はどのくらいかかるんですか。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

工事、個所によっても差がありますが、うちのほうで現在、工事の設計等を組みまして、メーター当たりの平均にしまして、25千円から30千円ぐらいの間が、国、県道ぐらいのメーター当たりの単価ではないかと考えております。メーター当たりでそ

れぐらいかかります。

**○平古場委員**

そのくらいですね。わかりました。

**○山口委員**

今どこの課も一緒ですけど、未収金対策ですね。こういう考えとですね、超過時間勤務といいますかね、時間。環境水道課も百何時間ありましたよね。それとの関連は無いわけですかね。ということは、訪問徴収ということはやってないわけですか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

水道のほうの未収金ですけれども、職員のほうでですね、前は12月、大体7、8月ごろに計画して回ってございましたけれども、最近は回数も増やしまして、2カ月に一回、近くてですね、平均大体3カ月に一回ぐらいでは職員自体で戸別訪問して、徴収に回っているような状況であります。

**○山口委員**

そしたらですよ、環境水道課の超過時間の内容をちょっと説明してください。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

超勤との関係はですね、職員がやっぱり回りますので、5時以降、大体遅いときには8時半、9時ぐらいまで回るような恰好になつてきますので、ほとんど現在は、超勤に関しては、徴収業務ですか、そっちのほうにほとんど使用しているような状況であります。超勤はですね。

**○坂口委員**

あなたたちは高い超勤でね、超勤ば使ってね、それほとんど今の超勤にあてよって言うばってんがさ。私はそぎゃんばかいじゃなかって思うとばってんがさ。今の答弁ば聞きよればさ。そぎゃんふうな状況でね、あなたたちが徴収に超勤ばどのくらいやいよるか知らんばってん、その辺と含めてね、回収あたりがどのくらいできよるのかさ。三人、四人ぞろぞろ、最初二人ぐらい行かんぎと一人じゃなかなか行きにつかばってんが、三人、四人分けて行ってね、そんだけの効果がありよるのかなて思うて。そういう意識を持って例えばね、超勤は自分たちが取いよるということを意識を持って、徴収もさ、ある程度意識持ってとってこんぎとき、何の意味も無くあんたたちの超勤だけが高くなつたということじゃ話はされんわけね。実際言うて。そこんにきはどぎゃん考えば持つととかな。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

誠に申しわけございません。

超勤時間にしましてですね、19年度で149時間。その内訳を申しますと、うちのほうが水源地点検ですね、休みが三日ぐらい続くときは休みの日にも一日は水源地点検に

出します。その分が 31 時間。そして漏水が、夜間漏水など漏水調査などを行いますので、漏水箇所を見つけたら当然、修理までいきますので、漏水調査・修理ということですね、75 時間ほどあります。それと、収納事務ということで未収金の徴収ですけれども、43 時間。

超勤の内訳については以上です。

#### ○山口委員

その徴収した金額とその徴収した時間の 43 時間と——やっぱし未収金、未収金でどっからでも言われるっけん。わからんですよね。

#### ○町長（岩島正昭君）

徴収時間の 43 時間かけとると言いよるじゃろ。そいぎ徴収金額は幾らて。（「いやいやそうですよ。費用対効果なんですからね」と呼ぶ者あり）

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

超勤で出しました分の金額が 86 千円程度、43 時間でなると思います。その分で徴収した金額がですね、現在で 149,920 円の徴収額を行っております。

#### ○山口委員

やはりですね、費用対効果で、今、委員長言われたですけど、もちろんそれもありますけども、もし滞納したらこういうふうにしても回収しますよというほかの関係者にも利用者にも見せるためにも、この方法は必要かと思うとですよ。仮にあと一戸だけ残って三日でも四日でもて、多分、費用対効果はありはせんけど、ほかの人たちに対してもですね、やっぱりそういう格好で徴収は続けてもらいたいなと思います。

以上です。

#### ○川下委員

未収金を見とったら、件数がものすごく増えてますよね。一年一年ずっところ、件数がですよ。19 年度なんか百と一件になっところでももんね。この件数をですよ、19 年度、18 年度、17 年度でずっと増えてきてるでしょ。この同じ人たちが未収金をしよいしゃっところですか。同じ人たちがですよ、未収金の人をそのままお金を払わんのにですよ、そのまま水道は出しっぱなしで出してあげよるということですか。そこら辺をちょっと聞きたかとばってん。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

平成 10 年から資料の中では、15 年ぐらいまで一件、二件ということですよ、未納者の数になっところですけども、未納者数に対しての件数ですので、委員さん言われるように、一年分、一人が丸々払ってないというような状況で件数は挙がってきます。

それで、未納者数については、19 年で 29 名、18 年で 19 名ですね。それで、積み重ね

がこうやってですね、やはり件数が挙がってくるような状況にはなる。年6回になりますから、支払いの回数がですね。その分がやっぱり未納者数が増えれば件数がかなり挙がってきておりますけれども、この分についても私たち職員が努力をして、なるべく減らすように考えております。

#### ○山口委員

今の未納者ですけれどもね、これで供給をストップしたという例はありますか。何件ありますか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

給水停止した件数は、現在、まだ一件もございません。

#### ○山口委員

ということは、今、委員長が言うように、費用対効果を最終的に突きつめた場合、そういうことも視野に入れにやいかんと思うわけですが、今、ガスに電気、水あたりはなかなか厳しい判断とは思いますが、もしそれがどのくらいでストップをかけるのかという考え、話し合いはされたことがありますか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

過去に一回、給水停止をしようということを話し合ったとき——件数も出しましたけれども、いろんな事情が出てきて給水停止はできませんでした。それで、今はですね、当然、給水停止の方向で考えることをしております。悪質な利用者がいればですね、即給水停止に入りたいとは考えておりますけれども。未納を見てもみますとですよ、名前等は当然、公開はできませんけれども、私たちが見た範囲の中では頑張ってもらっているので、もうちょっと待つかなというご家庭もございまして、ここでもう、すぐ停止というような悪質ですかね、私たちが判断した中ではちょっと見当たりませんし、私たちが回数を重ねてですよ、業務中でも何回か足を運んでですね、幾らかでもやっぱりいただいでくるように頑張りたいとは考えております。

それで、給水停止については、当然、上のほうとも相談をしてですね、給水停止のほうには踏み切りたいとは考えております。

#### ○坂口委員

今のあなたたちが回っている中で、何件あるか知らんばってんが、その中で、車を持っておられるとか、その辺のあれは回りよってですよ、車の一台じゃい二台じゃいあるのか。その辺を教えてください。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

車を持っておられる方もおられます。それもしかし外車とかですね、そういった車は当然、もうありませんけれども、二台も三台も乗用車があるという状況でもなくですね、

やっぱり農家をやっておられればトラックは当然、必要な車ですからね。最低限でやっておられるなという状況は、把握はしていると思います。

#### ○下平委員

今の滞納者ですね、これは大体、一番長い人でどのくらいなのか。それと個人的な金額ですね、どのくらいなのか教えてください。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

まず、件数が一番多い方で平成10年の7月分からですね、平成19年の3月分まで未納になっております。この方とはお話ができておまして、今わずかでありますけれども、誠意といいますかね、料金幾らかでも収めんばいかんということで、本人さんが役場まで出向いて納めてもらっているような状況ではあります。（「金額まで言いんさったですかね」と呼ぶ者あり）その方につきましての残額がですね、113,160円ほどになっております。

#### ○下平委員

今ですよ、滞納者がどうだという話のございました。約束しとりますと。将来的にいつ頃になれば、大体こう、可能性といいますか、完納できる時期。そういうのは全く幾らかずつ収めていただきますという約束はしとると。しかしながら将来についてはですね、そこまでの見通しといいましょうか、これはできてないということですか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

全体的に考えればですね、早期に徴収することが理想だと思いますけども、個別訪問等近々しとりますから、やっぱり前回の前の分の一カ月納めさせてくれということで一カ月分納めてもらいますけれども、当然、新しい分が発生しますのでですね、その距離は縮まりませんが、なるべく距離を縮めてもらうように私たちも話をさせてもらって、今回は余裕があるということで二カ月分もらったりですね、ご相談をしながら徴収は行っていきたいと考えとりますし、現在もそういった話を各戸にはさせてもらっておりますので、何年後には完納するだろうというのはちょっとわかりません。

#### ○下平委員

今申し上げたとはですね、いわゆるその家がですよ、例えば今、三人なら三人いらっしゃると。その中で病気をしておるとかね、いろんなそういう障害があって、今払えないと、全額払えないからぼちぼち払っていきますということなのか。それとも高齢でですね、将来的には考えてもちょっと金策ができないということなのか。その辺をちょっと判断してですね、どうなんでしょうということをお願いしてらっしゃいますよ。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

一人暮らしの方もいらっしゃいますし、まだ小さいお子さんもいらっしゃってですね、

旦那さん一人の稼ぎといたしますか、収入だけでやってるようないろんなケースがありますので、ケースに合わせてですよ、こちらのほうとしましても相談しながら徴収にはなるべく努力はしたいと考えてはいます。

#### ○下平委員

はい、わかりました。

#### ○川下委員

私もこの、今日初めてかたらしでもろうたとぼってん。ずっと勉強もしよったらですよ、結構、水道事業ばっかいじゃなくして、何にでも滞納者がいっぱいあるですね。大体調べてみたら一億円近くあるですもんね、いろんな部分。固定資産税から軽自動車税もですよ。その、今後のあいも含めてですね、町長も副町長も含めて何とかせんやったら、課長にばっかいこいば言うたっちゃどうもならんとじゃなかかなと思うとこのあるもんやっけんですよ。いいでしょうか。

#### ○町長（岩島正昭君）

確かにこの滞納というのはですね、さっきもお話がございましたとおりに、民間ならば九州電力とか、それからガスとか、一時ストップですよ。行政についてはこういうふうで滞納が増えるということで、やっぱい今までは行政がそのような手段をとっとらんけんがもうやらんばやらんでちょうどよかという、そこんたいはもうマンネリになるとじゃなかかということですね、この前の課長会議でも企業会計については、病院もしかり、水道もしかり、独立採算制だから、絶対値上げしてでも収支のバランスを取れということをこの前、課長会議で二、三日言ったりします。

それと税務につきましては、もう既に差し押さえ、銀行とか何とかはもう職権で通帳を調べたり、土地の差し押さえも現にやらせとります。これはもう競売にかけて、武雄市さんで近隣市町村でああいうふうなインターネットで販売をしよるですけどね。そういうふうなものにもかけるとというふうな状況です。

それと住宅については、家賃もやらんて、車は4台も5台も持っつけん、まず一番、足ば差し押えろと。まず車です。そういうふうな指示もやっとります。だから、やっぱいそういうふうな手段を取らんことには、やらっさんですもんね云々となれば、ずっともう支払い能力はあっても今の人間は若い人はそういうふうですよ。だから給食費も引かれる、なしやらんばいかんとかいて。太良町はどうか知らんですけどね。ですから、そこら付近はうんところ差し押さえ関係にもっていかんやいかんやろうと思うとります。税務課は現に指示はしとるし、水道についても今まで差し押さえ、給水停止云々ということも現に出て来よったとですけど、まだ一辺もやっとらんということですからね。見せしめにいっちょぐらいは、あんまい悪質、高齢者でずっと分割して払いよる人はまあさておいてでも、頭からやる意志の無かとは給水停止をやらんと見せしめのつかんと思うです。そういうふうな考えを持っとります。

### ○副町長（永淵孝幸君）

今、町長から話がありましたように、町長の指示もあってですね、関係課含めて検討委員会を立ち上げてましてですね、今盛んに過去からやっておるわけですがけれども、今、町長が言うように、今後やはり厳しくですね、特に悪質な人には、差し押さえとかいうふうなことを全ての分野でですね、例えば税に限らず、厳しくやっていかにやいかんだらうということまで話をしております。あとはサービスの制限とか、例えば補助事業をその人がいるなら極端な話やらないとか、当然そういったこととか含めてですね、補助も含めてですけど、あとどこかに、例えば採用とかお願いに来られてもそういった方は駄目ですよとかいった形でですね、厳しく対応していくとふうなことで、まだ今、随時関係課と協議しながらやってる段階。しかし町長が言うように、今後は厳しく、やはり対応していかにかいかなんというふうなことで考えとります。

### ○町長（岩島正昭君）

職員の正職員はもちろんですけども、臨時職員。うちの管轄、しおさい館も含めてですけどね。まず、募集で滞納者は頭から外しとります。税務課と——家族であっても。本人しかり、家族も頭から外しとりますから。そういうふうな差もつけてます。

### ○山口委員

ちょっと関連でですね、この簡易水道と水道事業の未収金の額があまりにも違うわけですね。徴収方法が違うわけですかね。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

額の違いといいますか、まず人口が違います。（「人口の比率からお願いします」と呼ぶ者あり）

戸数で申しますと、上水道のほうが1,380戸、簡易水道、飲料水供給施設含めましたところで1,700戸。400件ぐらいの差がありますので、上水と簡水の滞納者の数とか金額が違ってきていると思います。

### ○山口委員

400件ていえば、約、金額ですると4倍弱ぐらいの違いだと思います。ということは、係は一緒ということですか。徴収の係は。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

徴収の方法と徴収しとる人間は、もう全部、うちの課で回っておりますので一緒です。

### ○山口委員

あとはいいです。あとは超過時間もそこの違いを少しは違うんですけどもね。

はい、わかりました。

### ○見陣委員

決算書の12ページのところで、(1)の業務量のところの配水量と有収水量。この差

が7万円ちょっとあると思うんですけど。これは主に、原因としてはどういうことが考えられますか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

有収水量につきましてはですね、料金が取れる水量が有収水量で、排水地から流れた分が配水量の年間で挙げております。（「7メーター」と呼ぶ者あり）配水量から流れた分が年間の配水量で、料金が取れる分が料金に跳ね返つとりますのが有収水量です。その分の差につきましてはですね、配水地、当然流れますと、パイプの中に入っとる水、当然、漏水もあります。それと、各メーター器に不感水量というのが幾らか勘案されますので、その分の差が7万円ぐらいの差と思ってもらえれば良いと思います。

**○見陣委員**

その漏水を含めて7万円ちょっとだということですけど。対策としては今のところどういう対策を取っていますか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

うちのほうが1日おきに水源地の点検を行っております。それで、電気の使用料、配水量、当然そういったことをチェックしてきております。その分について、もう大体、1日おきに回っておりますので、配水量が増えた数量はすぐわかりますので、量が増えた分についてはすぐ夜間漏水調査、まあ昼間も行いますけれども、路線の確定をしてですね、まず漏水調査を行い、そして早期発見をして早期修理をとというような形で、今対応をしてるような状況です。

**○見陣委員**

漏水もですけど、水道出口に出る圧力ですかね、それがどれくらいでメーターが回るのか。すたっすたっと落ちるでしょ、ああいうのが入るのか。

それと、昔の古い埋設工事ですね、配管のそれさっきも言いましたけど、ものすごく浅く埋めてあるパイプもあるんですよ。そこら辺の改良工事費も工事費がかかるけんが値段を上げろて言いよるとですけど。そこら辺の改良工事というのは今のところほとんど済んでるということですけど、もう済んでるんですかね。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

最初、あの、一番目のメーター器ですけども、昔は何か少し流せばメーター器が回らんでいうて使われたところもありましたけれども、今ほとんどですね、メーター器を通った分については感知するようなメーター器になっておりますので、すたっすたっと委員言いんさっとも全部拾っているとは思いますが。

それと、旧管の埋設管の深さですけども、そういったような管が出た場合にはうちのほうが極力、現在の町道でしたら1メーター、道ですと60センチぐらいを平均に埋設し直すような工事は行っております。配水管の切り替えが終わった分については、従来

の形で埋設をしております。

以上です。

#### ○見陣委員

それとですね、関連になるかわからんですけど。たまに消火訓練とか、各地区の詰所あたりなんか消防の方なんかしてると思うんですけど、そういった量ていうとはわかるとですかね。

それと、消火訓練と別に火災があったと言えぱちょっとあれですけど、そういうのがわかれば。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

19年度は、まあ、消火栓訓練かな、訓練等などはあっておりません。

本来、火災等につきましては、もう、消火栓を使ってくださいということで料金も全然そういったことは徴収しておりませんが、訓練につきましてはですね、時間を決めまして、量はわかりませんが、大体5分程度で消火栓を使うのは止めてくださいということで、防災のほうにもお願いをしましてですね、料金は1,150円です。その分を徴収させてもらっております。

#### ○山口委員

徴収ということは、徴収——出す人はどこになるですか。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

総務課の防災係のほうに請求は送っております。

#### ○所賀委員

決算書の8ページですが。負債のところの流動負債でですね、未払い金が1,709,433円でちょっと大きかなあという感じもしますが、内訳がわかりますか。お金ば払ろうとらんということですが。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

1,709,433円の内訳ですけれども。動力費、これが3月分の水道電気料ということで遅れてきますので、未払い金に挙がります。358,906円。それと、燃料費・通信運搬費ということで、これもまた月ぱつと挙がってきますので、その分が9,420円。それと、職員の手当が21,338円。これはもう時間外ですね、超勤です。それと、水道料金の徴収報奨金ということで、3月31日まで納まった分についての報奨金を各区のほうに報奨金として支払いますので、その分が937,765円。それとまたこれは科目が違いますけれども、燃料費・通信運搬費と手数料で7,104円。それと消費税です。消費税のほうは中間申告ということで、9月に一回納めるようになっておりますので、その分に対して374,900円。合計で1,709,433円が未収金、未払い金ということで計上させてもらっています。

以上です。

**○見陣委員**

決算資料の18ページ。一番最後の企業債明細書のところで。利率の問題で政府企業債とか何個かありますけど、早く借りた分は利率が高くて、平成14年度最後に借りたところが1.2%。可能か不可能かわかりませんが、こういうのを借り直して利率の安いのに変えられないのかですね。そこら辺はどうですかね。もうこのままで変えられないのか。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

税率につきましてはですね、当初借りたまま、公営企業の場合はまた借り直してまたそっちを払っているというようなことはできないような形になっております。

**○見陣委員**

今言われたのは、どうしようもないのであればわかりますけど、同じ政府企業債という項目のですね、これをやっぱり一括して払ってまた借りる、そういうのは絶対できないという、公営企業のあれで。

**○環境水道課長（土井秀文君）**

お答えします。

そういった詳しいできるかできないかということはですよ、財政のほうに確認してからの答弁になると思いますけど、よろしいでしょうか。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

会計責任者どうですか。

**○会計責任者（坂本豊君）**

ちょっとこっちは、事務的書類が——全く財政のほうでするものですから。向こうから申請もですね。詳細がわからんとですよ。ただうちは資金を預かって、ただ借り入れのほうはもう、財政のほうでするものから。ちょっと後で聞いときますから。

**○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）**

先ほどの借り換えの分ですけど。借完済ですかね。そういう制度があるんですけど。うちの場合で、数字がちょっとはつきり今、覚えてないんですけど。財政指数とかそういうとの幾ら以上だったら借り換えができますよという制度があるんですけど、うちのほうはそれに当てはまらないんですよ。それでできないという状態で、このままになっとります。財政が、例えば悪かったりした場合はできるんじゃないかと思うんですけど、うちのほうはその数値より下回っていますので、それに該当しないということでできませんということでした。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

暫時休憩いたします。

**午前11時7分 休憩**

## 午前 11 時 22 分 再開

### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、休憩を閉じてただちに委員会を再開いたします。

### ○環境水道課長（土井秀文君）

先ほどの見陣委員の質問について、再度係長のほうで答弁をさせたいと思います。

### ○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

先ほどの借り換え債ですかね、この分について資料がありましたので、ご説明いたします。公営企業の借り換え債ということですね、条件として、年利 5% 以上の分については借り換え債ができるということで基準があります。それで、条件としまして、年利 5% 以上の残債については、資本費が 106 円以上。続いて年利 6% 以上の残債については、先ほどの資本費が 88 円以上という条件ですね。それと、年利 7% 以上については四つありまして、資本費が 88 円以上と実質公債費比率が 15% 以上。経済収支比率 85% 以上。財政力指数 0.6 以下という条件があります。これですね、先ほどの資本費の説明ですけど、資本費といいますのは、減価償却に支払利息を加えた分を有収水量で割った分ですね、その数値が資本費という数値です。ちょっと難しいですけど。そうですね、太良町の場合、18 年度の決算で、資本費が 54.5 円。ということで、最低の 88 円でもそれより下ということですね。実質公債費比率が条件が 15% 以上ですけど、太良町の場合 10.6 で、これも当てはまりません。経常収支比率が 85% 以上ですけど、これについては太良町は 93.4、これは当てはまります。財政力指数 0.6 以下という条件で、太良町の場合 0.266、これは当てはまります。さっきの 7% については、四つのうち二つは当てはまりますけど、これは全部当てはまらないと借りることはできないという条件がありまして、うちの場合は該当しないと。すべてにおいて該当しません。

### ○見陣委員

今の資料ば後でよかけんがもらうわけいかなですか。

### ○環境水道課簡易水道係長（浦川豊喜君）

今のとは 18 年度分の数字ですけど、よろしいですかね。

### ○見陣委員

いいです。いいです。

### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは企業債の借り換えの要件についてですね、資料の提出を求めます。

### ○坂口委員

要するに、先ほど言いましたように、計画的にやっつて最終的には価格に反映したりなんかもせんばいけん部分も多分、今後出てくる可能性もあるわけやっけんが、それこそ企業会計にのっつてですよ、将来ある程度の基金をもっとかんぎとやっばい安定した

運営はできんような状況になってくればね、まだ今は公営でやっとなるばってんが、民間とか何とかていう問題も出てくるけんね。うまくその辺を上手にこう、もって行って、安定供給をしていただければと思っています。

#### ○山口委員

やはりこの未収金の問題もですね、町ということでなかなか決断のしにくかということですけど、その辺も含めて、民間というのをいずれ、今、坂口委員が言うように、考えとかないとですね。そうした場合、民間の場合はここまで増えんじゃなからうかと思うわけですよ。やはり、病院にしろ、なかなか町営、公営ということで、町民が甘えていうとの幾らか入ってくるですもんね。やはり民間の場合は、本当に今、質問の中にもありましたように、車をちょっとでも乗ってたらそっちから払ってくださいてぐらいのとは民間は厳しく、やっぱり公務員でもあるし、町が運営しようということで、情けとかあるですもんね。最終的にはそこまで民間でできるのかできないのかは、やっぱり近いうちに判断をする必要があつとじゃなからうかと思うわけです。これにしても病院にしてもですね。民間の場合は、今、水道の事業は町の3業者ですかね、おるけど、かえってこの人たちが民間でした場合は、果たして深夜に出たりなしたりする前に、もうある程度、自分たちが把握してしもうて、昼間に早めに対策に出るということも多々あるて思うわけですよ。やはり民間にできないものなのかということをもう少し早めにね。全くできないんだつたら無理にては言いませんけど、もし民間にした場合はどうなるのかというのを試算をするのも大事なかなと思うんですけど。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

民間のほうということも考えた、視野に入れたところでということもありますので、その辺のご指摘を受けまして、うちのほうでもう少し民間のほうも、指定管理になりますけれども、そちらのほうも視野に入れたところで、試算等もしていきたいとは思いません。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは私から質問させていただきますけれどもですね。決算の本質というのは、最小の経費で最大の効果が表れたのか。あるいは歳入努力、これが最大限生かされたのかというのが本質なんです。それで先ほど厳しい御意見も出ておりましたけれどもね、改良工事等を重ねながらも未だに有収率が上がらない。よそもそういうことであれば、県の平均が85という、よそは90のところもあるわけなんです。そういった中で、何で上がらんのかということのもね。こいだけ経費をかけても上がらない。この総括はどうされているのか。何が原因なのかね。原因究明というのを的確にしてね、その対応を次年度の予算編成に生かさばいかんわけですから。そこが問題なんです。これは有水量率を向上させるというのがね、水道事業の生命線ですよ。これは安易にしよつたつちや上がらんとですよ。ということでは、結局、職務の怠慢なんです。そこをどう総括

されているのか。あと5年ぐらい、片峰の200万円ぐらいいんばあと5年間すれば、大体済むという状況になってね、それでも上がらないというのは、何かやっぱり原因があるはずですよ。そこを環境水道課ではですね、水商売のプロですから、これは総括をしていただきたい。

それと歳入については、これは未収金徴収というのは、今、山口委員から出ておりますけれども、なかなか行政はその辺がですね、最小限人間が生きていくための必要最小限の水というのは大事だということで、今まではそういう意識に立ってね、徴収に甘かったんじゃないか。これはもう徴収全般にかかわることですけれどもですね。そこら辺はやっぱり副町長言われるようにですね、ずっと以前からも助役を中心とした徴収体制をすると、言葉ではそりゃそうですけれどもですね、ご意見を総合しますと、民間並みにしろとは酷かもしれんですけれども、一件一件、徴収体制というのは、もう一レベルカテゴリーを上げんばいかんとじゃなかかと。その辺はもうちょっとう、全般にかかわる、恐らく総括の議題だろうと思うんですけれどもですね。そこらを研究検討して「行政もやっぱり厳しくさすばい」という町民意識を植え付けるようにせんと、行革でこれだけ厳しい行財政をやっておるわけですからね。そこに何千万円という欠損が出れば、歳入欠陥が出ればね、行政執行もままならんわけですから。もうちょっと考えを新たに頑張っていたいただきたいと思っておりますけれども。その総括を聞かせてください。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

有収率につきましてはですね、先ほどからも委員からの指摘等もございますので、私たち担当課としましても、1%でも2%でも上げる努力をですね、今後努めていきたいとは考えております。それにはやっぱり漏水等がありましたら、早期発見・早期修理ということでですね、それが1%でも有収率につながればと思っておりますので、努力はしていきたいと考えとります。

未収金につきましても、全体的なことではありますけれども。環境水道課としましては、先ほどからご指摘を受けとりますので、加味しまして、個別訪問等の徴収もより一層強化しまして、少しでも未収金を減らしていきたいとは考えとります。

以上です。

#### ○坂口委員

水道事業ということでですね、今、企業、よけいはなかと思っておりますけれども、水あたりは本当に使って、例えば豆腐屋さんとか、水を大量に使う企業が太良町にどのくらいあるとかかそういうことの把握とかね。旅館もしかりばってんが。今後は海苔あたりも水道を使つとる人は使う、ボーリングしとるぎわからんばってんが。その辺の企業あたりは把握してね、前からも言いよるとばってんが、余計使うとき水は余つとる、そんな時そんな時の状況でさ、売上を上ぐつためにはどがんすつかて、余計つこうてもらわんぎ仕

様のなかとやっけんさ。その辺ば把握して、そして料金等もやはり体系が今まではこい  
やっけん変えられんというような考え方ではなくてね、少しでも下げて余計使ってもら  
うとかいう方法はなかとかな。そしてまた、水が安ければ町長、どがんじゃいすぎ水  
の企業あたりがですね、太良町は安くしてくいらすけんがていうその辺もアピールして  
ですよ、そういう企業があれば誘致も、例えばね、大手じゃなかかもしれんけど、小さ  
い企業がひょっとそがんとあればそういうとの誘致もできたりなんかする。何か優遇  
のなからんぎとき。海苔屋さんでんぎゃん厳しい状況の中で、やっぱり水道だけ反対に  
我がんところは企業あたりが上がってすぎと使わんごとなってくる。いっだん安かれば  
そういうともね、事業者に対しては少しはプラスにはなる部分もあるけんですよ。その  
辺も含めて太良町全体を考えてみると、使うごたところはそがんふうな料金改定をして  
もよかとじゃなかかかと、企業とすれば思うとぼってんね。そがんところはどがん考え  
とるとかな。町長含め担当課長、両方答えていただきたかとぼってんが。

#### ○町長（岩島正昭君）

例えば月に何トン以上は幾らにするという方法も条例改正をすればできると思います。

もう一つは企業関係ですけれども、今、皆さんたちご存知のとおり、川内に高木さ  
んがわさび関係が300ぐらいの直径でやいよるですけど、果たしてそれが開業をして水  
量の水位がどがんないろですね。例えば思うたごと出らんやったとか、あるいは周辺の  
町営水道もあそこら辺ありますけれども、そこら付近がもう足らんごとなった、出らん  
ごとなったと。そこら付近の水位を見ながら、また企業の誘致等もしていきたいと思  
います。県のほうには今、県の議長等とバス一台、うちの企業の「ここんたいはどがんか  
い」ということは、連れて回っつとですよ。広域農道あるいは平坦部、川原にきもち  
よっと見せとるですけどね。そいけん太良としては、その県にも誘致条件を言いよると  
は、水で宣伝せんばほかにアクセスもこういうふうやっけんが、水商売、水を使う、例  
えば豆腐とかそういうふうな工場とか、そういうふうな水耕栽培とか、そういうふうな  
企業でもよかと。勝手な話し、二、三十人の雇用でもよかということで見てもろうと  
るんですけども、果たして企業が来て、水の出らんやったと。思うほどのですね。そこん  
たいもあるし、町営水道はほとんど地下水に頼つとるけんがどうかなというふうないろ  
ろな議論も出よるけんが、まず、高木さんの状況を見ながら水位を見たいと。企業誘致  
についてはですね。ただ、大手の旅館とか何とかある程度の小規模の企業の方の実際使  
ってもらうは、そういうふうな方法も検討してみたいと思います。

#### ○坂口委員

例えば海苔あたりが何に使いよつとか、どがん水ば使いよつとか私はわからんとで  
すけど、そういう今の状況では、非常に厳しかつたりなしたいするもんやっけん  
ですね。やっばいこいが上がるということは、負担もひどくなってくるし、収益も  
出てこんような状況になってくるならそういう対策をですよ、町としてみて、どう  
にか生活を皆さん

が安定してできるような状況を作っていくのも一つの方法じゃなかかなと。景気も良くでどんどんよかときじゃなかもんですから。やっぱりいろんな面で我々の企業だって同じこと、水道料のですね、今まで以上に上がっていくと非常に厳しか。今も皆さんがだいでん努力して生活している中で、やっぱりそうちょっとしたいろいろな面で、町として農業にはこういう手当をし、漁業にはこういう手当をし、いろんな事業にもこういうちょっとした、少しばってんがそういう手当をすることによって活力が湧いたり、太良町においてよかったなじゃなかばってんですね、そういう状況を作り出すということも町の仕事じゃなかかなと思うもんですから言いよつとですけど。

#### ○環境水道課長（土井秀文君）

うちの水道料金の超過料金についてはですね、3段階ほどになつとります。それで、利用してもらって大量に使ってもらえば料金が上がっていくというような形になっております。その中でですね、最初から出ておりました料金改定の話も出ておりましたので、そういったことで上司のほうに提案する中で、その3段階の超過料金の改定ですね、業者のほうを安くするという逆転させるような案も含めたところで、上司のほうには提案をしたいと考えております。

以上です。

#### ○町長（岩島正昭君）

水道料の値上げについては、私もこの前——前後するですけどもね、もう20%しとったけんが、この前の行革検討委員会で10%に落されたと。いうふうな話で、あと10%どうしましょうかというふうなことで議論はしとるですけども、ただ、今の状況がみかんの安か、一次産業は停滞しとるけんが、10%一辺で上げんでも、例えば2%ずつ5年で上げるか、とにかく最後にあと5年も幾らものってぼつと上ぐるよいか徐々に上げたが反発をもらわんとじゃなかかいと、段階的に上げてある程度は収支の取れるごと検討はせんばなかかと。いうようなことは行革も調査委員会もありますからね、そこら辺で提案をして、どうというようなことも言っております。やっぱり我が身の可愛いしゃ私も上げて言うわけにはこういうふうになるけんが、やっぱり上ぐつとは上げるてしていかんぎですよ。あとでごとってなつてかい30%も40%上げちやいかん。いったんひどかけんですね。そこら付近も検討しながら調査委員会には提案をしたいと思ひます。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

討論ないので採決いたします。

議案第67号 平成19年度太良町水道事業会計決算の認定について

本案は原案どおり認定する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 平成 19 年度太良町水道事業会計決算の認定については原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

昼食のため暫時休憩します。

**午後 11 時 42 分 休憩**

**午後 0 時 58 分 再開**

**議案第 66 号 平成 19 年度町立太良病院事業会計決算の認定について**

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

議案第 66 号平成 19 年度町立太良病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

事務長の事業実績についての概要説明を求めます。

《 事業実績の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

質疑の方は、決算書及び審査意見書のページを言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ございませんか。

暫時休憩します。

**午後 1 時 49 分 休憩**

**午後 1 時 58 分 再開**

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

質疑の方ございませんか。

## ○下平委員

11 ページですね、報告書。この中ですね、臨時雇い。これは臨時で 29 名ですね。これはどこに配置されていますか。内容説明をお願いします。

## ○病院事務長（毎原哲也君）

臨時がですね、全部で 47 人ですか。（「29 の内訳」と呼ぶ者あり）あ、29 の内訳ですか。まずですね、看護補助 6 名おります。（「看護補助」と呼ぶ者あり）はい、看護補助です。あ、済いません、看護補助 7 名です。それから、薬局の助手として 1 名。それから、検査科に 1 名。それから、リハビリテーションに 3 名。放射線科に 1 名。それから、居宅介護支援事業所に 1 名。通所リハビリテーションに 4 名。事務のほうに 6 名。清掃に 5 名。当直で 2 名ですね。

## ○下平委員

事務でですね、これ 6 名ですね。ここら辺はやっぱり適正といいましようか、そのぐらいおらんとどうしても、こういうことなんででしょうか。あくまでも素人ですから、こういう質問をしております。

## ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

この 6 名の内訳はですね、いわゆるコンピューターに日々の外来等の入力をする担当が 3 名おるんですよ。それで、残り 3 名がですね、会計、いわゆる窓口会計の担当 1 名と、レセプト関係をするいわゆる受付の担当が 2 名ですね。今、現実には毎日毎日見ておりますと、今十分ではない。（「不足」と呼ぶ者あり）不足しています。臨時なんでですね、それでも毎日、大体 6 時から 6 時半ぐらいまでは常時おるんです。コンピューター担当につきましては、7 時から 7 時半、8 時まで大体毎日おるんですよ。そういう状況なので、どこで十分というのかようわからんですけども、そんだけやっているということなんでですね。これが、例えば何らかの事情で休憩や休みとかになると、我々も窓口を手伝いに行ったりなんかしています。

## ○下平委員

そうですね、わかりました。

## ○坂口委員

関連でよかですか。今あんたは足らんというような状況ばってんさ、患者の例えば今までどおりでんあいよつとならそりゃそいでよかばってん、患者は減りよる、そいで賄いきらんで足らんというようなことでおかしなじゃなかかて思うし。例えば手のあいた看護師さんたちはそぎゃん余つとつと、そぎゃん仕事のなかとならそこに回したりとかさ、あんたたちが協力したりなしたりしよるばってんさ。そんなくらいぐらいの臨機応変に配置転換のでけんとか。ぱっぱってその日あたりさ。患者もありよらんとにそぎゃん足らん足らんで、そいが職業やっけんそいにさすってじゃなくね。ほかん人にもそん

くらぐらい勉強させいしゃい。どぎゃん回答すつとね、今度は。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

現実を見てもらえば大体、一番わかるとですけども。毎日大体、受付の人も6時半ぐらいまでおりますしですね。コンピューター担当は7時半、8時までおりますので。それを見たら大体、足りないというのがわかると思うんですよ。ただ、看護師が受付にとするのは今の状況では無理だと思います。看護師の外来がですね、今、現時点では13人ぐらいおるんですけどね。4科に分かれてるんですけども、一科に単純に言うて3.3人ちょっとぐらいしかおらんわけですけど。この間、昨日の経営改革会議でも言いましたけれども、形態を変えて各先生に一人ずつ付かせるということにしていますので、7人、今のところ6人ですけど。あと、7人フリーでいろいろ回るとのことなんですけど。これに手術とかが入ってくるとですね、手術に外来から3人から4人が上がるんですよ。それで現実には足りない状況になったり何かしてるもんですから、思ってるほど、頭の中で考えておられるほど余ってるということは無いです。

**○坂口委員**

それは見解の違いであってね、もうよか。

**○山口委員**

今の質問に関連で。超過時間勤務表ですね、出してもらうとるとばってんが、その中に時間差がものすごくあるんですよ。ABCで書いてあるんですけども。ということは、そのことでこんだけの違いが出たということですかね。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

そういう面もあります。

**○山口委員**

269時間、どうかしとる人は5時間といろいろありますけどね。差の説明、もう少しその辺を詳しく。何でこんだけ200時間から5時間までの差があるのか。ちょっとその辺の説明を。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

原則ですね、看護師についてはそんなに残業は出てないと思います。残業が出てるとするのは事務のですね、コンピューター関係の人がかなり多くなってると思います。それから我々の事務のほうもそうですけれども、正職員のほうのそうですけれども。あと、放射線科ですね、そこら辺もある程度出てると思います。だからその科々でですね、いろいろ開きがあるんですけども。看護師についてはあんまり出ているとは考えられません。

**○山口委員**

この超過勤務表の手持ちあるですかね。というのが、これだけの差があったら、個人差のあったら相当ですね、ちょっと聞いてください。もちろんこれには報酬がつきます

から、報酬の差というのがものすごく出るわけですよ。この勤務体制はね、誰が指示してるのか。本人が自主的にしとったら8時間にやりきらんやったら残業になるわけですよ。ですね。意味わかりますか。これだけ二百何時間とか、これは特別に今のコンピューター関係にあれかと思うんですよ。これはあまりにも時間差がありすぎるのですよね。勤務体制は誰が指示してるんですか、これは。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

この件については、例えばドクターがいるでしょ、それから放射線科とか、検査科とかあるですよ。それぞれのセクションに分かれとるわけですけども、そのセクションでさばけきらんときは、やっぱり超勤になるわけですよ。それがたまたまこういう形で現れてるというご理解をお願いしたいと思います。だから看護師の何百時間というのは絶対無いですけども、この中にはドクターも入っとるわけですよ。特に整形の先生とかは、手術が午後3時ぐらいからと始まったりしてですね、6時、7時までには及ぶときがあってですね、そういうときには看護師もある程度出しているはずなんですけれど。ドクターは手術もありますし、そのあとの保険請求分の請求用紙記入とかいろいろあるじゃないですか。ああいうのとか、病棟に回診に回るとかそういうことでかなり多くなってしまっているということはありますし、それからレントゲンのほうがですね、放射線のほうも結構データ入力とかで結構遅くまでやっているという状況があります。だからその、それを誰が指示しているのかということをおっしゃると、そのセクションでやらないと間に合わんということで、ドクターもその判断でやっているでしょうし、それぞれがやっているという形になっております。

**○山口委員**

269時間というのが一番多いわけでしょう。そしたらその勤務日数に当てたら平均何時間になりますか。時間外勤務が。これは大変な数字でしょ。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

ここの数字だと、大体1時間弱ぐらい。

**○山口委員**

ですね。毎日ということでしょう。

**○平古場委員**

そしたら9時から5時までが外来でしょ。5時過ぎたらもう超過勤務になるんですか。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

こういう公式の場で言えるのかどうかわかりませんが、出してないです。看護師はですね。臨時の看護師についてはですね、もちろん5時半ぐらいから出してよかよて言うんですけど、出てないのが多いですね。病棟とかかなり長くおっくるんですけど、出てきませんですね。県立病院の例があつてですね、超勤を払えということで一億何千万円とか払ったじゃないですか。ああいうことがあるもんですから出してきて行

ってるんですけど、出てこないんです。これでも。

**○平古場委員**

当然、5時までなら5時に行った患者さんはもう帰るのが5時半から6時くらいになりますよね。患者さん。それまで看護師さんもドクターもおんさらんばでけんですね。それはこれには出してないと。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

それも入ってないです。その患者さんを診た場合はですね。

**○川下委員**

4ページの7番のところ。介護保険事業の中でですよ、収益が370万円くらいしかなかるとに皆で給与から何から800万円も900万円も890万円ぐらいかかっとならばってんですよ、最初から赤字でわかっとならばこの事業はせにやでけんとならばですか。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

その件につきましては、ごもつともな質問だと思います。実は、この居宅介護支援事業というのは、ケアプランを作る部門なんですけど、いわゆるもう一つ、通所リハビリテーションというのをやってるんですけど、その通所リハビリテーションをするにはこの居宅介護支援事業所で、その人のプランの中にですね、その居宅介護分を入れ込まんといかんわけですよ。これをもしうちが居宅介護支援事業を持たないとですね、ほかの光風荘とか、社協とかのケアマネージャーにしてもらうことになるわけですね。そして本来は我田引水にはなつてはいけない、ケアマネージャーは皆さんどこの施設の人も平等にとか、どんな人でも平等にきなさいということが原則なんですけど、どうしてもどこの施設でも、そのケアマネージャーを持ってるところは自分のところの施設を使うような形にしてるといふ傾向があつてですね、うちもだから、うちの通所リハビリテーションを使つてもらふためには、この居宅介護支援事業所でそのケアプランの中にそれを入れ込んでもらわないと、うちの利用者が増えないという面もありますので、ここで赤字が出ててもですね、こつちの通所リハビリテーションと合わせた形で黒字が出ればいいじゃないかという考え方に立ってるんですよ。

**○川下委員**

それと2つ合わせてですよ、それやったら病院全体が黒字やったらこれもしてよかばつてん、病院全体が赤字じゃないですか、実際に。私さつき聞いたらマイナス、マイナスばかりで、全体でもですよ、五億七千万円も幾らも今の現時点でなつとるじゃないですか。そいけん、それやったら少しでも赤字をですよ、縮小するためにしないほうがよか部分もあるとじゃないかかなと思つてんですけど。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

だからですね、例えば介護保険事業をしなかったとすればですね、ここで517万円ぐらいの居宅介護支援事業で赤字が出てますけれども、通所リハビリの一千万円黒字も同時になくなってしまいうわけですね。差し引き500万円の黒字が出て、訪問看護事業で160何万円、170万円近くの黒字が出てるもんですから。それと病院のほうが今、その診療報酬の切り下げというかですね、ずっと安くなす方向に行ってる分をですね、この介護保険のほうでカバーしようじゃないかという発想が根底にあるわけですよ。だからこっちで600万円ぐらいの黒字が病院本体のほうに黒字の方向に手伝っているという、そういう考え方をしていただきたいと思います。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

私も川下委員の質問にね、日頃から不審に感じとったとですよ。要するに、単純計算すればそうですね、確かに。これは居宅がなければ通所リハビリもできないと。我田引水になってしまうけんね。その辺はわかるんですけども、本業のね、もちろん一般論としてはわかるんですよ、病院が今、介護保険事業等をやっているというのは。太良町のこの狭い人口の中の実態としてね、介護保険事業所が乱立してるんですよ。充足しとるんですよ。そこであえて本業をプラスになすためには、恐らく介護事業所はマイナスになつとると思うんですよ。というのは、通所というのはほとんどどこでも苦戦してますよ、太良病院が始まったばかりに。そういった意味から病院にね、当然、医業を必要とする人が発生するわけ。いつ何時来るかわからない。もちろん太良町の事業所は太良病院が協力病院ですけども、そういった利用者を送らんとするには患者を送らんわけですよ。恐らく入院がマイナスになつとる。そこら辺の効果は比較はされておりますか。恐らく、ある事業所あたりはね、太良病院からは自分のうちに置きんさっけん私たちはよそにやりますよと、よそから受ける人にやりますよとはっきり言うですよ。恐らくそれで大きなマイナス、本業の医業が大きなマイナスになっておるといふ私は解釈をしますよ。そいけん安易に、一般論としてわかるんですよ。太良町の実態としては恐らく大きな医業へのマイナスじゃないのか。ここは単純にお金だけ、収益は出ますよ。一千万円出てますからね。しかし、本業でどれくらいそれをしたばかりにマイナスになつてるか検証をしていますか。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その検証はしてません。うちは国保病院なんですよ。国保診療施設協議会というのが全国組織がありますけれどもね。その指導というのは、介護保険までその病院でやってもらって、福祉・医療・保健の三位一体を目指せということですね、この新しい病院を造るときもですね、富士大和温泉病院あたりの方々からも必ず介護保険は入れたほうがよかですよという、それはなぜかという、新しい保険ができたにもかかわらずこ

の診療報酬がどんどん削られていく中で、介護保険からも収益を取っていく体制を取っていないと、本体の病院事業では絶対赤字になりますから。介護保険の分野からもお金を入れるようなシステムを作とかなないと、行く先につきもさつきもいかんごとになりますよというような意見等ももらってございましたしですね、先ほど言ったように国診協て言うんですけれども、国保診療施設協議会ですけれど、その方針もそういうふうになっているので、我々はその方針にのっとって今やってるというだけです。だから、ほかの施設はうちにやらないということでもですね、もう一つ見方を変えると、今のうちの居宅介護支援じゃなく、通所リハビリテーションに来ておられる方を入院をされる方もいらっしゃるし、ある意味自己完結型というかですね、そういう方向を目指さないとちょっと難しいんじゃないかと、総合的にですね。

それからもう一つは、もし今の病院が民営化になった場合に、そのときに初めて介護保険に介入をしていくということになるとですね、もう大体、勢力分野が決まってしまうっていて、今の間にこれを入れとかなないと、もしそういう不測の事態が起きた場合については、もう最初から始めんといかんということで、民営化とかそういうのに近づいたときは、なお難しい状況だろうという判断を片一方あったんですよ。その二つの方向からですね、うちでもそれをやりましょうと。それで入院が減るかどうかの検証はしてないですけれども、結果的には、今の形では病院本体に寄与しているという形ができ上がってるものですから、ある程度は成功したんじゃないかなあとは思ってるんですよ。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

いやいや、それは私も一般論はわかるんですけど、今、自己完結と言われましたけれどもですね、私はむしろね、保健・福祉・医療というのは、太良町に独自性から見てね、地域連携をしなきゃならんと。医療にしてもしかりよ。やっぱり太良病院を中心としてね、それであってこそ初めて中核病院でしょ。それができていませんよ、まだ今。全くできてない。ここにね、大きな健全経営から落とされた大きな原因があるんじゃないかなと、私は自分なりには総括していますよ。本体をやっぱり本業を地域が求めるものは何なのかと。ほんのこて介護保険を求めているのかと。むしろ介護保険事業を始めるのも一つの方策かもしれない。しかし、やっぱりもっと地域の施設、地域の診療所、こういったものとの連携を取るのが先じゃないのかと。町立でありながらね、こまか施設と競争をするというようなね、ちゃちなことをやるからこそ蹴落とされるとじゃなかかな。そういうマイナス面が大きいと思うんですよ。自己完結できればいいですよ、これを介護保険事業をしてね。できてませんよ。これだけの費用ば掛けてね、一千万円じゃないですか。そりゃ、医業でもっと一千万円ぐらい稼げますよ。もっと稼げますよ。そこを十分検証してみてくださいよ。全くもう、診療所からしても太良病院に紹介ていうとは何例ありますか。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

ちょっとですね——。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

紹介が低いということですよ。

実際 20%そこそこぐらいしか入院患者のおらんわけですから、入院患者の。入院患者 20%そこそこしか入院患者はおらんわけですから、入院患者のですね。ほとんどよそに紹介しよるわけでしょうが。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

19 年度の実績で、紹介が 277 件、入院が 41 人ということですよ。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

それはそのくらいで思うですか。それで良いと思うんですか。満足した数字ですか。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

満足はしてないですが、うちが受け入れることができる患者さんの数なんで、もう少し高度なところに行ってる方もいらっしゃるはずなんですよ。うちの病院のレベルということもありますので、これではまだ満足はしてないです。277 人ですけど、大体一日に一人ぐらい来てらっしゃるような感じなんですけど。

**○坂口委員**

今のそういう連携あたりは、施設あたりと話合う場あたりはあるのかな。（「競争やっけんね」と呼ぶ者あり）競争にせろさ——。（「協調はせんばいかん」と呼ぶ者あり）うん、競争にせろ何にせろ、こっちはこっちにしようともさ、一緒の事業やっけん、いろんなとの話し合いはしながら勉強すつためにはよかとやっけん。そういう場が持てとっとなて思うて。しおらんぎしおらんでよかじゃなかね。そういう事業者あたりとそういう場があるのかないのかですね。

**○総看護師長（坂本まゆみ君）**

地域ケア会議というのには出席していますし、今、先ほど診療所からの紹介が少ないとおっしゃいましたけれど、うちから医療センターとか大学とかに送った患者さんは必ず戻されますので、そこからソーシャルワーカーとか病棟、外来師長と私も含め動いて、介護保険につなげてですね、通所リハビリとか訪問看護ステーションを利用するように居宅介護支援にきちんとつながってますけど。それが目に見えないというところは——。とにかくうちの病院の先に皆さん家に帰らんといかんからですね、そこはきちんと在宅支援をしなければ引き取らんとという家の方が多いので、その辺はきちんと施設につなげたり、在宅につなげたりはきちんとしてますけど。

**○坂口委員**

そがんとば言いよつとじゃなくてですよ、我々はいろんな施設が、末次委員長から太良病院に送らんとかなんとか話のありよるけんね、そういう例えば施設あたりとの話し合いの場があるのか無いのかば聞きよつてね、そういう場にいろんなお互いが勉強する

場があればですよ、そういうところでも、例えば太良病院に送ってくれんですかとかね。いろんな話し合いもできたりなんかして、一例でも二例でも送ってもろうたりなんかすればまたそれはそれでプラスになるわけやっけんが、そういう場があるのか無いのか私は聞きよるとやっけんさ。そのぴしゃっとしよるとかそがんとがどうのこうのはなくしてね。先ほど総看護師長が言われるように、例えばケアマネージャーの会合があったりとかなんかね、その場所にお互いが顔を出して、お互いがいろんな勉強をしたりとか話の交流がありよるかどうかを聞きよるとよ。全く太良病院独自なのか、いろんな施設あたりとの話し合いの会合がありよるかどうかたいね。

### ○病院院長（古賀俊六君）

地域ケア会議というのがあってですね、介護施設とか宅老所みたいなことかと太良病院も入って、月に一回、会議があっています。それに出席して、情報交換とかして、医者については太良町医師会のほうで私出てますし、太良町内からの施設からの紹介ということであれば、私たちでできることで考えてもらって、例えばCTがありますので、肺がんの診断とかですね、あるいは大腸がん検診で大腸の検査とか、そういうことの依頼はあったりします。重症などかあるいは太良病院で手に負えないのは、いきなり太良病院通さずに嬉野とか県病院なり、あるいは諫早とかに紹介をされることもあってると思いますけれど。そういう状況です。

### ○坂口委員

そいけん今、私が言うごと、あいよるならあいよるでよか。今のごとあいよるですよ。月一回ありよるわけやろ。そがんとば、答弁ば長々とまたせたと話じゃなかわけたいね。自分たちがしよる、一生懸命しよるならしよるでよかやかね。あとその中身がね、やはり院長、総看護師長入っていきよるとならさ、いろんなところで自分の太良病院をアピール——例えば今言われるように、大腸検診があったりなんじゃいあったりかんじゃいあったりということをアピールしてね、太良病院に来てもらう方法はどがんしよとかなと。せっかく酒飲みにしろなんにしろさ、会議にしろね、その交流ばしよるわけでしょ。いろんな勉強もしかり。お互い顔見知りしながら手を組んでいくともしかりじゃなかですか。そこの中で努力して、我々だって同じこと、太良病院に行ってくいよるとよ。あなたたちが自分の病院の中においてその宣伝ばせんこてにゃ、どがんでんさるつもんね。一つでも二つでもそこんにきの太良病院の良さをアピールしてさ。入院患者にしろそういう人たちがよそにいかんごと、受け入れられる分は受け入れるような方向で、院長自体、頭下げてさ、院長が頭ばいっちょでん下げれば、一組ぐらい来るくさいね。一組にしろ二組にしろ、その姿勢ば私は聞きよるだけであつてさ。どがんとしよるとかなて思うて。

### ○病院院長（古賀俊六君）

今言いましたように、太良病院、ほかの施設に比べて入院設備があるとかですね、C

Tがあるとか、複数の医者がおってとか、濃密に患者さんを見れるということで、いろいろ紹介をしてもらってます。そういう、今言ったように、医師会なり、地域ケア会議とかそういう会議を利用して、しっかりやってるつもりです。それとまた、私たちもですね、嬉野医療センターに送ることが多いので、嬉野医療センターがまた、いろいろな勉強会なりしてくれてますので、それに出たりとかですね、そして嬉野の先生との関係も良好なものにするように、そういうこともやっています。

#### ○坂口委員

わかりました。

#### ○川下委員

これも一つの関連ですけど、今年の8月に総務省から来てですよ、看護師さんたちの給与が高いとか、いろんな指摘を受けてしたわけじゃないですか。今のところですよ、看護師長さんたちも来とらすけんが、看護師さん同士で、そこら辺の話は多少はなされてますかどうか。期待を込めて私は見守ったとですけどですよ。総務省のほうからアドバイザー事業が来てですよ、いろんな指摘をされたわけじゃないですか。赤字になってる要因が、いろんな要因があるんですけど。その要因の中に看護師さんの給与も高いというような指摘をされたわけじゃないですか。それに対して、病院の看護師さん全体で話し合いを持たれたとか、この8月・9月・10月の中ですよ。一回でも話し合いを持たれましたか。

#### ○総看護師長（坂本まゆみ君）

話し合いをしたかしないかということですけど、話し合いはしております。給料が高すぎるということについてですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）それは、私たちが下げてくださって言って、簡単に下がるものなら下げてもらって、病院は存続させてほしいという声が多かったです。それは現実にはすぐに、現実には無理、今のところすぐにはそういうメスは入れられないので、病院改革委員会というのが立ち上がってるんですけど、そういう話になってます。あと、外来看護師が多すぎるという指摘がありましたので、一人、外来から訪問看護のほうに行ってもらいました。それから外来のやりかたを、システムをですね、変えることもしています。それぐらいですけど。

#### ○所賀委員

今のとに関連て言えば関連ですけど。こい聞かるとかな。看護師さんと准看護師さんですね、給料、手当というところが、決算書でも挙がって来とるとですけど。給料の欄で、約98百万円、手当で68百万円ぐらいあります。言われたら、看護師さんが12名、准看護師さんが15名おられるわけですけど、それぞれに幾らなのかというとは公表できますか。給料と手当と分かれとると思います。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

濟いません、これはですね、分けてないんですよ。一緒に看護師給は看護師給として全体で出してるもんですから、誰誰が幾ら、いや、正看が幾ら准看が幾らというような分け方にはならない。ちょっと今、資料がありません。

**○所賀委員**

内部的には分かれとつても、今現在がわからんということですか。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

そうです。

**○所賀委員**

あとではわかりますか。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

正看と准看に分かれてですね、それぞれのうちからの支給額というのを積み上げ直したら出てきはするわけですけども、これは一緒になってるもんですから。一応、看護師給と看護師手当等ということで――。濟いません、ありました。

**○病院事務係長（毎熊賢治君）**

これは、19年度の地方公営企業決算状況調査というのがありましてですね、その中で、職種別給与に関するの調べというのがありました。読み上げて――。

**○所賀委員**

ゆっくり、看護師さんの給料手当、准看さんの給料手当で結構です。

**○病院事務係長（毎熊賢治君）**

看護師、正看ですね、人数が12名。基本給、このトータルですけど、41,207千円。手当、これは時間外とか期末勤勉手当含んだところですが、19,212千円。今度、准看護師ですね、人数は15名、基本給が63,536千円。手当で28,825千円。

以上です。

**○所賀委員**

そいぎ、この平成19年度の決算報告書の18ページですね。18ページの右の欄に医業費用のところから1からずらっと12番まであって、この看護師手当等で68,253千円云々との数字のあるとですよ。これは、それ以外にまだ何かあるということですか。今の数字を足すと手当だけでは約47百万円ぐらい。あと二千万円――。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

その中にはですね、公務員の場合は、退職手当を積み立ててるんですよ。一方的に。その分も看護師手当等の中には含まれてるもんですから、純粹に看護師たちに支給した額以外にそういう退職手当を退職手当組合のほうに支払ってる分が含まれておりますので、こっちの決算額のほうが多くなっているということになります。

**○所賀委員**

そうすると、大体、約、今聞いた数字から引けば、2千万円ぐらいの開きがあるとで

すけど、これはほとんどその退職手当だとか何とかで、別枠で積み立ててるというふうな解釈でいいですか。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

退職手当組合というのが県のほうにありましてですね、町についてはその退職手当組合に、我々の病院としてもそこに納めているという形になるわけです。その分が含まれてるということです。

**○所賀委員**

その分、ほとんど約二千万円ぐらいあるという解釈でよかとですかということです。差額が大体、それくらいある。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

そうです。

**○所賀委員**

それとですね、聞いてよかですか。12名と15名おられる中で、年代別にですよ、20代・30代・40代・50代・55以上がおられれば。何名てわからんとですよ。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

言います。まず20代がですね——。（「それはどっちのほうですか」と呼ぶ者あり）ちょっとすいません、見方がわかりません。

20代がですね、正看3人です。准看はおりません。30代が正看4人、准看はおりません。40代が正看5人、准看が5人ですね。それから、50代が正看1人、准看が10人と。（「ん、何人」と呼ぶ者あり）10人です。（「この人たちは正看とっといしゃれんと、ずっと」と呼ぶ者あり）

**○町長（岩島正昭君）**

そこまで聞かれたじゃっけんくさん。さっきの正看が12名で、手当と基本とトータルで一人頭人数で、一人当たり幾ら、准看が15名で手当と足したので一人当たり幾らで計算ばしてみいしゃい。そこまで言いしゃい。（「そりゃ、そこまでせんば、そしてですね、これは町民にもわかってもらわにゃいかん。町報あたりで」と呼ぶ者あり）

**○病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

正看12名いますが、今の係長の資料でいきますと、12名で給料、手当合わせて60,419千円です。それを割りますと、一人5,034,916円になります。

それから准看のほうに15名おりますが、総支給額が92,361千円ですね。これを割りますと、一人6,157,400円ということです。

**○見陣委員**

民間の看護師の給与の相場は。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

お答えします。

ちょっと資料を今日持ってきておりません。師長が以前、調べてですね、これ全国版なんですけど、大体、全国で平均これくらいだというのが出てるのがあるんですけど、今日持ってきてないんですけど。全国版をデータとしては持っているんですけど、今日はちょっと持ってきておりません。

#### ○坂口委員

見た時はどがんふうな感じやった。大概、頭の中にはあっとやっけんさ。大概さ、どんくらいということはさ。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

いやいや、今回はアドバイザー事業でね、全く今の現実と乖離していると。この給与体系というのは。そういう指摘というのは、どのくらい乖離しているのかね。具体的な数字は出てこんやったですけれども。乖離しているというその言葉を使うということは極端かということですよ。

#### ○総看護師長（坂本まゆみ君）

大体、年齢とか経験で全然違いますけど、30代後半でも30万円近く正看はもらって、准看は20万円そこそこだと思います。

#### ○平古場委員

先ほど総看護師長さんの話では、看護師同士話し合っただけでもいいという意見が多かったということでしょう。それを下げられないということですか。

#### ○総看護師長（坂本まゆみ君）

今の公務員の給与体系では下げられない。

#### ○平古場委員

例外として下げて——。（「そりゃ、でけん」と呼ぶ者あり）准看で20万円もらう人はあんまりいません。私が調べたところ。

#### ○所賀委員

院長ですね、平成18年の3月に町立太良病院としての行財政改革プランていうとば作ってもろうととですよ。その中に、一般職員給与等の見直しという欄があって、先ほど総看護師長言われたように、確かに公務員であるということで下げざるを得ん、民間になれば当然、給与体系とかを抜本的に変わるというふうなことがあります。この中で、「昇給制度の見直しなどの給与の適正化を図り、また、諸手当の見直しによる削減を行ないます」と書いてあつとですね。それと、早期退職の促進。こう見てますと、55歳以上というのはおらんとかなくて思いましたけど、50歳以上でもやぶさかではないというふうな、早期退職の促進というところの欄にちゃんと書いてあつとですよ、この改革プランに。この辺の流れと言いますか、話し合いと言いますか、そういったのを院内でやられた経緯はございますか。

### ○病院院長（古賀俊六君）

話し合いというか、事務長のほうでしてもらって、栄養士が早期に退職したりとか、あるいは准看の60近くの人が早期に退職したりとか、そういうことはやっています。

### ○所賀委員

何人かの看護師さんにお話を聞かせていただく機会があったとですけど、辞めさせられるとの怖かて言いしやる看護師さんが結構多かったような印象のあってですね。辞めさせらるっぎ困る、職を失うとが困る、給与の下がるとは、そりゃ半分になっても仕方なかよねて。改革あたりがどんどん進んだときに、首切らるっつが一番怖かていう意見のあったけんが、看護師さん一人一人としては、意識改革ていうですか、かなり進めて考えよんしゃっかなていうふうな感じがあったもんですから。幸い昨日ですか、議長たちはじめ、改革委員会があったというふう聞いたもんですから、その中でもじわじわ院内でもそういった話を煮詰めて、前向きに、それこそ親方日の丸から脱皮するためにということも含めながら、ぜひ話してほしかと思うとですね。よろしくお願ひします。

### ○病院事務長（毎原哲也君）

今の件につきましてはですね、今度のアドバイザーの派遣以前にですね、退職手当がこれくらいありますとか、いろいろ手を代え品を代えじゃないですけども、50歳以上の准看、正看も含めてやってたりしてたんですよ。暗に辞めてくださいじゃないけど、今からどんどん退職金落ちますけど、今だったらこれくらいもらえますよというような、そういう間接的な肩たたきみたいなこともやったり過去やっておるんですけども。

今度のアドバイザーで、ちょっと表にはアドバイザー出されなかったですけども、我々の院長、総看護師長、それから私、係長の生の対話の時はですね、准看が異常に高いという話だったんですよ、実は。新聞にはドクター以外が高すぎるというような話で漠然とした言い方をされましたけれども。あの中で、正看は高いとは思わないとかですね、准看は、自分たちが民間ではどれくらいもらっているというのは知っている。知っているはずですよ。何も言われなかったらそのままいるのが人情ですからというような話し方をされてですね。本来、あそこで一番アドバイザーが言いたかったのは、准看が高すぎるんですよということを言いたかったわけなんですけど、それをちょっと抑えられたという印象を持って私は聞いていたんですけども。生の話では准看が非常に高いですよという、だから個人個人見せてもらえんですか、どれくらいもらってらっしゃいますかというそういう話だったんですよ。そういうのをもう、以前から言ってるんですよ。いっぱいもらいよんさるけんが、例えばあなたたち二人分もらいよるけんが、外来は2倍働いてもらわんばいかんとですよという言い方をしてるんですよ。相対的に高齢でもありますしですね、逆に50を超えてくると20代とは動きも全然違ってくるわけですから。だから、尚のことそがんことのできるもんやというようなそういう考え方も見えた

り、それからこれだけもらってるのなら絶対ほかのどこでもらえんけん、それはもう辞めたくないというのが見え見えていという言葉は失礼なんですけど、みんな一生懸命働いているものですから。そういう考えでアドバイザーがおっしゃるとおりなんで、これはやっぱり今の制度ではですね、どうしても変えられない。本人が辞めると言わない限りは辞められない仕組みなんで、やっぱり何らかの形で経営形態を変えるという手を打たないと、その給料の件についてはとてもこのままずっと行ってしまうという形にならざるをえないと考えています。そういうことなので。

#### ○山口委員

今のあれで、そいぎ早期退職の推進というのをここにうたっとるわけでしょう。そうした場合、退職金もやっぱり年齢に応じて増えてく格好になるんですか。55歳ピークあたりでこう減っていく、そういう格好になっているわけ、病院のほうは。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

大体、私もよくは——前総務課におった頃の記憶ですけれども、60歳定年で辞めたら、辞める時の給料額に何月と、何月分と決まってるんですよ。例えば55歳で辞めると60まであと5年あるから退職手当組合の規定によると、今55歳でもらっている給料に何パーセントかの割り増しを上げて何月分ということですね、若干高めに出るようになってるわけですよ。早く辞めた分の通常55で辞めた場合の、自己都合で辞めた場合の退職金と、ちょっと辞めてくれんかなあと言われて辞めた場合の差については、また特別負担金として三百万円ぐらい上乗せしてうちが退職手当組合に負担をして、そして本人には何千万円かの二千何百万円かの退職金がかかるという形になっている、そういうふうになってるんですよ。だから早く辞めれば60歳で辞めたときよりも額はひよっとしたら少ないかもしれませんが、上乗せはされてですね、辞められるというそういう形になっていると思います。

#### ○下平委員

入院患者、外来患者、これはそれぞれ減になつていきますけれども、外来患者のですね、科がございましてね、外科、内科というふうにですね。どの科が現状のバランス良く全般的減ったのか。そこら辺をちょっと。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

パーセントがちょっと出てないんですけども、例えば19年度について、内科はですね、対前年比597人減ってるんですけど、小児科については1,595人。（「減ってる」と呼ぶ者あり）はい、減ってるんですよ。外科が1,296人。整形については422人。耳鼻科については565人ということで、合計の4,475人減ってるということです。入院もでしよ。

#### ○下平委員

いや、入院はいいわけですよ。年々によってですね、患者数、病気発生いろいろございますけれども、伝染病なんかがですね、流行した場合は非常に増える、また無い場合は減るという傾向にあるわけです。けれどもそういうふうには減った、いろいろございましょうけれども、自然的な病気が発生しなかったということで減ったのかどうか。自然じゃなか、ごめんなさい、流行性。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

確かに18年度につきましてはですね、インフルエンザが、大体12月ぐらいから出始めてですね、3月から4月ぐらいまで伸びたんですよ。18年度がですね。これはもう追い風だという話をやってたんですよ。昨年はあまり流行らなかったというところがあるんですね。それで4,475人減ってるんですけど、18年度から19年度。これのどれくらいインフルエンザであれかは出しておりませんが、入院患者もかなり増えたんですよ。外来ももちろん増えましたし、入院患者も18年度増えたんですけど、それと比較して4,475人減ったということはですね、ちょっと流行性のインフルエンザが影響しているかわかりませんが、かなり18年度はそういうことで良かったねというような話をしてたんですね。流行ってくれてというような感じで。そういうことです。この中にはそれも含まれてるということです。

#### ○下平委員

今の説明でですね、大体、病院側ですね、不信感というかそういうことはなかったと。自然的な原因であろうという事務長の説明であったと思いますけれども、どっちにしてもですね、病院を構えている以上は、何らかの形で増という形で、赤字の増はいけませんけれども、やっぱり利益あるいはそういうところですね、拡大というのはやっぱり考えていただきたいなと思います。

以上です。

#### ○山口委員

今、下平委員の質問の中にあつた、その時々々の病気、伝染病、インフルエンザということですけど、それで減ったのが大きいと。二番目に大きい要因は何と考えますか。

#### ○病院院長（古賀俊六君）

いろいろ要因はあると思います。一つは、例えば処方薬がそれまでは2週間しか処方できなかつた薬とかあつたわけですけども、それがもう、2週間の制限が取れて30日処方とか、あるいは長い人は60日処方ができるようになったとかですね、だから2週間処方だったのが4週間処方になれば患者さんの数とすれば半分になる。単純に計算にすると。そういうことですね、薬が増えたとか。あるいは小児科の先生が二人ですけど、小児科とか整形の先生が二人ですけど、先生によつても患者さんが増減する。二年ごとのローテーションですので、18年度と19年度で先生が代わられたとかですね。それとか、病院に対する信頼はそう私は変わってないと思つてますけど。18年度は開院して最初の年

だったし、患者さんも多く来てもらったこともあったと思っています。

**○山口委員**

今、開院当時は多く来てもらって前年度は減ったということですがけれども。そしたら今年度、今わかっている数字、月別の19年度対比はどうなってますかね。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

今現在で1パーセント減です。

**○山口委員**

前年並みということですね。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

前年並みです。

**○山口委員**

わかりました。

**○平古場委員**

小児科の先生のですよ、代わったですよね。かなり良い先生という評判を佐賀あたりから私聞いてきたとですよ。それで、このせつかく良い先生が来とんさつとに5時まででしょうが。これをもうちょっと延長できないだろうかという皆さんの意見を是非言うてくれということなんですけれど。

**○病院院長（古賀俊六君）**

小児科は二人体制になってですね、なつたはなはフレックスタイムと言って、一人の先生は10時から仕事始められてですね、そして6時半までとかですね。一日8時間労働にはなるようにして、そういったときもありましたけど、小児科の一人の先生が病気で休まれたりとかですね、そのあとお産に入られて、そのあと育児休暇とか、一人になられてですね、今のところ。それからはフレックスタイムを止めています。ですけど、今来てある先生はものすごくまた真剣に一生懸命やってもらって、患者さんがおればですね、当然、6時、7時まで診てある。

**○平古場委員**

せつかく良い先生の来とんさつとにですよ、子供って夜中に熱がするじゃなかですか。40度ぐらい、この前40度ぐらいあって吐いて下痢して電話したら、院長先生に気の毒かですけど、「私でよかったらどうぞ」で院長先生おっしゃいますけど、もう40度もあつとに、子供をですよ、ちょっと連れて行くわけにはいかんけん、諫早のほうに行つたんですけど。そういうことですね、せつかく良い先生のおんさつとに、そういうオンコールとかもできないんですかね。小児科だけに限って。

**○病院院長（古賀俊六君）**

お気持ちは良くわかるんですけど、時間外とかですね、夜とかそういう6割、7割は小児科なんですよ。その度にオンコールでといたら、ほとんど毎日みたいに夜も――

毎日ちょっと大げさかもしれませんが、呼ぶような恰好で、まず当直医がおるからですね、当直医が診てどうしても駄目だというときとか、小児科と相談するとき小児科を呼ぶ。小城町立なんかで小児科を引き上げたというような事例もありますけれど、やっぱり二人体制、複数だから24時間診てくれとか要望があつてですね、それはとてもできんと言うて引き上げたという話も聞きますし、佐賀医大からのローテーションですし、そういうことなのです。

### ○坂口委員

その佐賀医大のローテーションばつてんが、この前もいろいろあいよつたばつてん、小児科のそういうふうで仕事のできんような状況とか、いろんなよかろうがちょっとね、ぎゃんここで言うようなあいでもなかとばつてん、そういう人がおるといふようなことで、うちが7人体制ですか、そこんにきで体制自体ば、例えば一人減して、ほかのいろんな科の臨時ででんまかないきる、病院が運営できるのかどうかたいね。役はせんというぎいかんとばつてんが、そういう人たちもね、やはりそこは院長、事務長の腕でね、うちがぎゃん厳しかということも新聞にも載りよるわけやるけんが、佐賀医大自体もわかってもらうと思ふとばつてん、そういうところにもう少し力を入れてですよ、ある程度でそこそこの先生あたりを引っぱつて来るとも院長、事務長の務めじゃなかなかなと思ふとばつてんが、その辺の努力を少ししてもらわんぎとですね、いかんとかなど。それと、体制あたりがそれで良いものかどうか、今7人体制しとるとですけど、絶対7人必要なかどうか、太良病院がですよ。その辺を含めてちょっと教えてもらえんやろうかな。

### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

保健所は毎年監査があるわけですけども、立ち入り検査と言うんですけども、そのときはですね、うちの入院の患者数と外来の患者数で導き出される医師の数は何人ですと、うちは今7人おりますけれども、7人で今、大体100パーセント充足してますねということ言うわけですね。ただ、6人になると不足してますと言われるわけですよ。一人絶対雇いなさいと。ところがそれはもう、医大等の関係等で、派遣を断られたら6人になったら6人体制でいかざるを得ないわけですけども、保健所は必ず法どおりに勧告をするわけですね。

ところが診療報酬の請求という面から見るとですね、今は法定数、例えば7人としますと、7割以上常勤医師がいれば、医師数ですね、臨時を含めてですけど、臨時といふか非常勤の先生を入れてですけども、7割以上いたら100パーセント請求ができるようになってるんですよ。だから単純に言いますと、7掛けるの——4.9人以上おれば請求しても100パーセントもらえると。いう状況なんですね。5人常勤のドクターがいらっしゃったら今の状況では間に合うわけですよ。今は入院患者数が少なめなので、これ

が例えば45とか50にずっと年中行ったときには、また7点何人とかなくてですね、その0.7掛けていうことでずっと変動していくもんですから、ちょっと難しいとこぼってんが、6人居たら多分、結構いけるかなという感じがしてます。

ところがそういうことが片やあって、大学のほうはですね、今おっしゃったように、小児科医師とか整形の医師も何でもですね、大体二人ずつ派遣をされてくださいと。それはどういうことかという、過重労働にならないようにということを込めてですね、二人ずつやりたいんですよ。一人の先生がおったら、例えば当直のときに夜中に小児科の先生の場合は特になんですけど、夜中ずっと見て、そのまま翌日勤務じゃなかですか。それでまたずっと、特に人気のある先生やったらずっと5時過ぎまでやってですよ、その日は当直じゃなかったから帰られますけれども、もしそこでおっしゃったように呼び出しとかするとですね、もう寝られる暇がないとかですね、そういう状況、そういうのを緩和したいということで二人ずつやりたいと。今のところは整形と小児科については二名ずつ方針どおりやってもらってるわけですよ。そういうのがあったりしてですね、今度ちょっとここで言っているかわからんですけど、小児科がですね、今二人なんですけど、今の人数とかを勘案したときにですね、一人でもいいんじゃないでしょうかというような、そういう話も出てきてるみたいなんで、一人減る可能性が非常に高いんですよ、来年度から。そいで常勤が6人になるんですけど、その場合に今の二人体制の場合でもですね、今、実質小児科は一人なんですけども、小児科はですね。ところが、そういう場合でも一人なら尚のことそういう夜中も診てもらえんのですかというのが非常に無理な状況になってくるけんですね。そういうのがあってですね、非常に難しいとこなんです。片や定数どおり持って行きなさいという県は指導をする。別の診療報酬請求のあれは7割以上おったら良い。大学のほうは二人ずつやりたい。ただ、事情によっては一人は引きあげますとかですね。そういうのがいろいろ重なっていおるもんですから、大体うちでは6人で、町民の要望には十分応えきれないけれども、うちの病院の経営の観点から見ると一人減られたことによって人件費が15百万円減るわけですから、それぐらいである程度対応してもらったほうがいいのかあとか思ったりもするんですよ。今の7人はちょっと過重すぎるかなあと。ところが、大学の要請は二人ずつやりたいというのがあってですね、そういうのがあります。いろいろそういうのを勘案して、ベストのほうを選んでいくという状況です。

#### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

暫時休憩します。

午後3時16分 休憩

午後3時30分 再開

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

質疑の方ございませんか。

**○下平委員**

病院事業経營業務分析表を見ておりますとですよ、病床利用率が年々減少しているという現状ですね。そしてまた入院患者の一人当たりの料金もですね、22,080円というふうになつてくるわけですから。まず、減ってくる要因をお尋ねします。

**○病院院長（古賀俊六君）**

入院患者数が減少した理由ですけど、18年度、19年度の比較でかなり減ってます。全科減ってると思います。それは、一つはさっきちょっと話も出てきましたけど、介護とか社会的入院が介護のほうに少し回した部分とか、あるいは在宅医療に回した部分とかそういうこともあるし、病院への信頼が無くなったとは考えてませんが。それと医療自体がですね、どうしても専門科とか専門的な治療なり診断技術なりが進んできて、大病院に入院しないと、大病院になるとそういう傾向に医学が進んでいるということも考えられると思います。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

今の質問は、審査意見書の病院の14ページに掲載されています。審査意見書です。

**○下平委員**

そいいですね、外来に来る人をですよ、外来に来る患者さんを入院してくれというわけにはいかないわけですけども、外来はですね、一人当たり3,343円ですね。約5倍ですか。6倍ばかりになるわけですね。ですから、そういうことを考えると、も少し利用をどうと言いましようかね、これを高めるといふようなことも必要になってくると思うんですけども。院長説明で大体わかるんですけども、もう一つ説明を聞いておまして、若干意欲といいますか、こういうのが若干弱いなど。意欲がですね。そういう感じがしたんですけども、そこら辺を今後ですね、意欲を持って立ち向かうといふような気持ちはございませんか。

**○病院院長（古賀俊六君）**

意欲というのは、医療に対する意欲でしょうか。

**○下平委員**

入院患者をですね、増やす方向性と言いましようかね。

**○病院院長（古賀俊六君）**

入院患者数というのは、その外来の中から入院の必要な患者さんとかですね、あるいは今のところ太良病院で入院してもらっている患者さんというのは、病気の状態で入院が必要な患者さん、あるいは大きな手術なりをよその病院ですてもらって、術後のリハビリのための入院とか、あるいは診断のための入院、そういう患者さんが入院されてま

す。ですから、その中で太良病院の役割というのは、大きな手術とかちょっとできませんので、術後のリハビリテーションであるとかですね、あるいは整形外科の手術ですね。整形外科というのは、全身状態の管理というのはあんまりいらなくて、そう重症じゃなくて局所的な治療なり手術で済みますので、そういう患者さんなら太良病院でできると思います。そういう整形的な患者さんであるとかですね、あるいはお年寄りのきつい検査とか、診断を付けるための入院、そういう患者さんですので、それぞれに考えてですね、やっぱり赤字というのは良くないと考えますので、入院患者さんを増やしていく方向でやっていきたいと思います。

#### ○見陣委員

単刀直入に聞きますけど、今の准看さんの報酬を下げると、普通の病院並みに。そういうことをやるには、一番手っ取り早い方法としてはどういうやり方があるのかですね。そして、旧病院から新病院に変わる時に、事務長あるいは事務員さん、役場の執行部ですね、そういう人たちを戻してプロの事務員さんを雇われないかて聞いた時に、はっきりした答弁は聞いてらんとですけど、そういうことを含めてやるとしたら、一番手っ取り早い方法でいけばどういう病院の形態を変えればできますか。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今のいろいろ制度のある中では、指定管理者以上というか、指定管理者もしくは民営、そこまでしないとなかなか難しいと思います。

#### ○見陣委員

もう、その他には公営企業法の全適用とか、そういう面からはできないものか。やっぱり民間委託あるいはそういうふうな形でしか、もう、進む方向はないのか。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

全部適用に例えばしてですね、理論的にはできるんですよ。昨日も改革会議の中でちょっと説明をしたんですけど、給料の件についてはですね、今の現行の一部適用ではですね、一般職と同じということになっとるわけですね。役場の一般職と同じになっとるわけですよ。ところが全部適用にすると、一応、形は給与の種類及び基準は条例で定めるてなっとるけん、独自の給料を定めてよかごととなっとるわけですよ。給与の額、支払方法は、労働協約企業管理規定等で定めると。それから給与の決定は生計費同一、または類似の種類为国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業所の従事者の給与と当該地方公営企業の経営状況を考慮して決めてくださいとなっとるわけですよ。それで現実的にはですね、それをきちっと調べてこれぐらいにしようということ是可以できるんですけど、結局、今の全部適用にしても今の一部適用のまま、そのまま流れていく可能性がものすごく高いという結果に、結構、今、全部適用をやっているところがですね、そ

うことでなかなかできないというのを聞いております。それはなぜかという、いわゆる生活給とか何とかという考え方なので、例えば今まで一部適用してるときに、例えば30万円もらってた人をですよ、全部適用にしたけんで言うて、諸般の事情を考慮して、あんた今の話では准看だから15万円しかなかけん15万円にするていうときにですね、ものすごい反発が出てくるということなんですよ。身分は公務員なので。全部適用にしても。何で我々だけそうなるんですかというようなのが出てくる可能性が強いもんですから、なかなかそこまで踏み込めないと。金額を落としたりするのに踏み込めないと。だから制度的にやっつてしまおうとなると、指定管理者もしくはうちに導入できれば、地方公営企業法じゃなくて、独立行政法人の非公務員型もしくは民営化とその三つぐらいかしら方法残ってないんじゃないかと思えます。できないことはなかとですよ。それもこれでいくと、管理者が全部適用で言えば、それに皆さんがわかりましたということにいけばやれるんですよ。ところがなかなか現実には、私たちの給料の15万円ぐらい下がったよとか、そがんときがんすうかとか、それは絶対労働組合もしてもいいもんですから、団体交渉権もあるわけですよ、今度は。そいけんですね、組合との交渉をどんどんせんばいかんごとになってくる条件になってくる。全部適用をやった場合ですね。妥結しなかったら、もうそのまま「ああもうそがんまでは」ということで、もともとの給料と。

### ○見陣委員

そしたら、もう民営化と指定管理者と独立行政法人の三つしかない。そしたら今の太良病院の規模ですよ、その三つうちどれが一番早く、早道で言えばちょっとあれですけど、これからの課題としてはやっぱり、いろいろやり方はあるでしょうけど、一番手っとり早いのは、准看護師さんの給与を一般の並にすれば黒字の半分近くは浮くという形でしょ。そこら辺の考え方としてはですね、今からどういうふうな対策を考えられるのか。このままでいくのか。そこら辺はどうですかね。執行部も含めてになるでしょうけど。

### ○病院事務長（毎原哲也君）

ちょっと今、准看がですね、主な話の話題になつてるわけですけども。結局、ドクターの皆さんも同じなんですけど、こういう収益を上げて自分たちの給料を賄うような部署についてはですね、どう考えたって同じ仕事を同じようにやって同じように給料をもらうのはよかわけですけども、片やものすごく一生懸命やってる人がですね、ドクターがですよ、ものすごく一生懸命やってる人が全然やってない人と同じ給料だという話の世界なんです。職員も同じなんですけど、それはもう、主観もあるでしょうけども、客観的に見て一生懸命やってる人と一生懸命じゃない人が年齢が同じだったら、同じ給料をもらうというその仕組み自体に意欲が出てこない仕組みになってると思うですもんね。元の黒川先生あたりはかなり頑張ってもらったんですよ。ところが、こんだけきば

ってこれぐらいじゃちょっと物足らんなどというふうなそういうことも言われてたりしますし、なるほどそうだろうなあと思ったりします。結局、給料の仕組み的には、一生懸命やった人に少しでも多くの給料が行くという制度に変えない限りは、根本的にこういう収益を上げて自分たちの生計を賄っていくという部分については発展する余地がないと私は思います。だから、その給料、結局給料なんですよ。給料が自分が一生懸命働いたと思ってそいだけの報酬を受ければみんな満足するんですよ。ところが「こんだけやっとなら何であいつと何で一緒や」という比較が必ず出てくるものですから。向上心がある人については物すごく「ああ、やめた」ということになりまして、ある意味働かない人にとっちゃ物すごく良い場所なんですよ。だから、それをどうにかして仕組みを少し働いた人はより多くもらえるという方向に変えないと、やっぱり発展していかないかなと、そういう仕組みを取るべきだと思いますね。どれが良いというのはちょっとわからないですが。どれでもできるわけですから、やろうと思えば。今言った全適もそうだし、ただやりにくいというのがあるというだけの話です。

#### ○山口委員

今、働くのに温度差があるということですけども。そしたらですね、診療科目別に諸収益と人件費、それすぐにわかりますかね、人件費。それは何でかというとは、もしかしたら忙しい場所、良い先生が来たらそこのところは物すごく忙しいんじゃないかなと。その差も幾らかあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺を含めてですね、診療科目、本当言ったら今の下平委員のときも入院患者は別のほうに介護のほうになおったから減ったとかありますが、やっぱりそっちのほうも数字を出してもらったほうが判断も我々素人は出しやすいと思うんですよ。そういうふうをお願いします。

#### ○川下委員

さっきの見陣委員のあれに関連してですよ、結局、収益を上げさえしたら准看護師さんの給料が高かろうが何やろうが別に問題無かと思うんですよ。そこら辺ですよ、収益が上がるまでは、もちょっと皆さん正看にしる准看護師さんにしる、給料を下げた収益が上がったらまた元の体系に戻しますけどがんでしょうかというそんな話も事務局でけんとしてしょうか。そういう話を院長自らですよ、してもらって、結局、患者さんを増やす、さっきも下平委員が言われてたんですよ、入院患者一人に対してですよ、一日二万円も幾らも利益が上がるとやっけんが、ちょっとしたやり方で幾らでもカバーできるとじゃなかなかなと思うんですよ。幸いにしてまだこれだけの良い施設があって良い病院があるとですよ、これ見とったら、新しか病院ができるとですよ、看護師さんの数が増えとるとに患者さんの数だけ減ったり、収益面が減ったりばかりしとるじゃなかですか。そこら辺に問題があるとじゃなかなかなと思うんですよ。結局、野球で言うたら、監督の指示が下手かったら、結局ほかすか打たれよるピッチャーばいつまっでんですよ、はっきり言うたら監督で言うたら院長ですけん、院長が打たれよるピ

ツチャーばいつまっでん代えじそのまま放置しとつと一緒ですもんね。そこら辺に問題があるとじゃなかかenate思うとですよ。こいだけよか設備の病院をですよ、20億円も25億円もかけて造った病院を生かしきらんでおるとじゃなかかenate思うです。はっきり言うて、うちみたいな小さい会社で年間に1億3千万円も幾らも赤字を出していきよったら、会社なんか一発で倒産ですよ。もう、みんなの給料どころじゃなかですよ。会社が無くなるです。こい、病院だけで単独ですよ、仮にこいばしよったとしてみんですか。院長が社長ですよ、1億3千万円も赤字ば毎年毎年出してしよったら何年持つてすか。院長。院長の給料なんか吹っ飛ぶですよ。多分。やっぱりそいだけの危機感を持って対応に臨まんと、水掛け論ばっかいになつとじゃなかですかね。悪か看護師さんには、もうあんたは駄目ばいと、あんたは使い物にはならんばいと、やっぱいそんくらいぐらい言うたりとかですよ、お医者さんでも、さっきも言いしやったごつ、黒川先生なんか、よかお医者さんやっけんあんたはおつてくれんねて、まちかつと町長にでん頼んで給料も上ぐっけんがとかですよ。やっぱりそんくらいのことばせんやったら、太良病院は生き残つていけんとじゃなかですか。太良町も一緒じゃなかですかね。ごつとい赤字やっけんがて言うて一般財源から出していきよるけん、町民が一番心配しよるのはそこですもん。どうですか、町長。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

ちょっとそこの考え方なんですけど。今、全国の自治体病院のですね、74パーセントが赤字と言ってるんですよ。その74パーセント赤字ということについては、繰り出し金を入れてもですけど。一つは先ほど言ったように、公務員のような給与体系になつとるけん意欲がなかなか出てこないということもあるんですけど、構造的にですよ、構造的にですね、民間の病院は収益の高い部分を残して、収益の上がないものを切り捨てていくじゃないですか。ところがうちみたいに、例えば小児科は、絶対赤字なんですよ、もう、どうしたつて赤字にしかならんとですよ。幾ら稼ぎよんさつてもですね。この公務員で決まっている8時間の内にやつてもですよ、必ず赤字なんですよ。そいぎ、それを1年経つてこの差し引き赤字が出たからと言つて、一概に悪いという考えを持つか、いやそれぐらい小児科も二人雇うて町民ば守つとうわけやけんが、赤ちゃんとか子供を守つとるわけやけん、これはもう仕方がないじゃないかと思うかですね、そういう観点も少しは考えてもらわんといかんと思うとですよ。それは、民間のごと、例えばうちもですね、病院を造る時に、整形は儲かります、内科は絶対あらんばいかんですよ。じゃあ、整形と内科だけでしましようかということで、それなりの病院を造れば黒字は出るはずなんですよ。ところがそれができない。例えば小児科も持つとかんぎと、鹿島とか嬉野までいかんばいけんうちに持つとかんばですもんねということと、それから、耳鼻咽喉科があつたほうが便利でしょうという、そういうのが医師数の法定指数というとも考えも出てくるわけですけど、そういうことを考えたときに必ず黒字にせん

ばんという考え方から発想した場合と、そういうところもあるけんがそれはそれで認められて、限りなく黒字に近くなそうと、行こうというその立脚点がですね、もう少し考え方を変えて、見方を変えてもらうというのも少し必要などころはあると思うとですよ。

### ○川下委員

私が言いよるとはですね、小児科が一つ、一つ一つを取り上げて言いよるとじゃなかとですよ。今のこいだけの累積赤字がですよ、出よるとは何が原因かという根本的な部分ば言いよるとですよ。というところが、さっき言いよいさるしかりですよ。看護師さんの給与ももちろんですよ。結局、院長の企業努力ももちろん足らん。みんなその部分ば私は言いよるとですよ。はっきり言うてですね、私が言いよつとは、院長の腕の悪かとんぼどがんせろて言いよつとじゃなかとですよ。今なつてからどがんてくんもんですか。はっきり言うて。そいけん、腕のよか先生ば呼んでいろんなアドバイスば——院長さんも長くせんで60にないしゃつとやっけん、今まで蓄えてきた部分ばですよ、佐賀医大から良い先生ば呼んできて、いろんな指示んば、よか指示ば出してくるつきとよかとにですよ。ただそいばお願いしよるとですよ。そがんとのでけんうちにさ、病院の看護師さんが、給料が40万円も50万円もて、1カ月に換算したらそがんなつとでしよう。小児科の先生が一人じゃい二人じゃい増えたけんて、そいが赤字になったけんて別に問題なかなはずなんですよ。そこんたいの根本的な部分ば改善していかんやつたら、ごつとい同じことですよ。そりやできん、さあ何だかんだ言つたつて。できんなら太良病院潰すしかなかじゃなかですか。切り離すしかなかじゃなかですか。そしたら町民が困るけん、何とかしようて言うて話ばしよるとでしよ。ね、院長ね。そうでしよ。そいけん院長にお願いするしかなかとですよ、もう。

### ○病院院長（古賀俊六君）

今、川下委員が言われたのは、良い医者を集めるという、良い先生、向こうの大学の教授にお願いしとるだけじゃないわけですけど、いろいろお願いして、良い先生に来てもらうように事務長やら前の町長やらもずっとやつてもらっています。今度の整形の先生も教授のほうがですね、今度のは良くやるやろうとか言われた、8月ごろ先生にお酒持って上がつてんですけど、そんな時そんなふうに言われました。「良いのをやつたからな」とか言うて、整形の教授とか言われとつたけど。そういう感じではあるんですけど。小児科についても二人体制じゃないと出さないということですよ、小児科もしっかりしたのを出すということをお願いしてますけど。私自身とすれば、あんまり今まで確かに経営的なことあんまり——やつぱり毎日の診療に追われてていうか、そんなこと理由にならないと思いますけれど、経営的なことをあんまり考えないというか、医局会なんかでは、特に赤字はいかんということよ、医者に会うたびに言つて回つてるつもりですよ、その、各先生に応じた入院患者を増やすようにですね、話はしてます。また、

今後ともまたやっていきたいと思います。

### ○坂口委員

いろんな論議をしようとですけど、我々がね、そこに1千万円、2千万円赤字ば出したけんて何も言わんわけね。言わんて言うぎいかんけど、そんなくらいで地域医療が守られるなら、実際言うて安いもんですたい。10年して1億円、2億円、3億円そんなくらいの話ならまだまだ問題無かわけですよ。実際言うてね。そんなくらい頑張ってもらおうとなら。あいどん、単年度で1億5千万円とかそういう状況なら、あまりにもやっぱり考え方がね、危機感が無かというようなことば川下委員も言いよるとじゃなかかなて思うわけ。それならそれを埋めるために、最終的に全部、一般会計から補てんせんばいかんような状況になれば、やっぱり町民サービスが全くでけんような太良町になってしまえばね、やっぱり病院を持ったことによつて、この前も言うたと思うばつてんが、厳しい状況ということを皆さんが危機管理が全くでは言わんけど、まだまだなつとらんとかなというような状況たいね、実際言えば。そいけんこいは毎年毎年、実際言うて論議はしてきよる状況の中で、本当にその、反対に赤字が少しでも減るようなら状況ならまだしも先の見ゆるばつてんが、増える状況では非常に危機感を感じとるたいね、議員はじめ。そこを言いよるわけでき、この体質がほとんど変わらんような状況なら。そいけん私がいつか言うたこともあるたい、職員の、例えば100人ばかいおるて。何でんよかけんが一人ずつ連れてくるぎとそんだけ違うて。よその病院にやつて我が病院にやらんような状況ではさ、太良病院のここに必要かどうかまで今度問われてくる。その辺ば言いよるとたいね。なかなか改善でけんとはつてん、ごつといこうやつて終わってしまうとばつてんさ。これは例えばの話ですな、太良病院ば閉めるときに退職金あたり、今現在退職金は試算して幾らぐらい必要かつね。例えばの話。積立金ば入れたいなしたいしとつとば外したい、残りでき。何億必要かつね。

### ○病院事務長（毎原哲也君）

ちょっとですね、億はいるんですけど——。（「何億いるねて言いよると」と呼ぶ者あり）何億かはわかりません。大体どれぐらいが、例えば20歳の人にどれくらいあと負担金をせんばんかとかわからんものですから。一、二億ぐらいかかるんじゃないかと思います。（「たった一、二億ね」と呼ぶ者あり）だからずっと納めてるでしょ、ずっと納めとるけん、その他に特別負担金分がそれぐらいいるでしょうと。（「えらい安かったね」と呼ぶ者あり）いやいや、大体それぐらいあつたらよかとかなという、全くあてずっぽうですよ。

### ○坂口委員

やはり、我々議員は、町民からそれをさせてもらうとる。皆さんは、執行者もしかりばつてんがさ、やっぱり町民の立場に立たざるをえんたいね。そういう状況を本当は作りたくなかけんが皆さんに努力ばお願いをしよるわけやけんがさ。そんだけのまだ、例

えばここでこんだけ言うたけんちゃ危機感が全く無かというかな。師長さんたちはじきでんほら、美人でもあるし、師長でもあるし、じき勤めるところはあるやろうばってんがさ。ほかのね。いやいや、私でんじきにでん雇用するさそりゃ。ほかの准看あたりははっきり言うて勤めるところは無かわけよ。はっきり言うて。そがん状況になるようなことはなるべくならせんがよかけんがて思うとるわけ。

### ○町長（岩島正昭君）

平成9年頃から累積の26百万円ぐらいで、ずっと積み上がってですね、平成16年ぐらいになればもう、7千万円。17年で1億1千万円。今51,300万円ぐらいですたいね。このままいけば恐らく20年度決算も何億か1億円か幾らか欠損のずつとなれば6億円ですよ。ほんのこてこのまま続けていけば、病院を取るか町を取るかという形になるわけですよ。だから、こういうふうな累積をずっと積み上がっていく前に今まで検討でけんやったとかいて、私がこういうこと言うとはいかんですけどね。例えば人間ドック、一泊二日すれば何万円じゃい取ってよかとですもんね、こういうふうな機種のあるけんが、人間ドックば計画して、先生のどっからあれば非常勤ででん、佐大かどっかから非常勤で呼んでいただいて、そこんたいの専門も呼んでそういう方法もしとればですね、もうちょこっと収益も上がったとじゃなかかなと思います。ただ、今になってもうどうすっかこうすっかというふうな問題じゃ無かですよ、もうぎゃんなれば。だから、あとは昨日でも第1回の検討委員会をしていただいたとですけど、今後、太良病院を潰すか、あるいは民間にやるか、あるいは内部改革を大幅にやるかというふうな方向で行かんなら、これは一つの博打ですけどね。私も潰すぎいかんと思うとるとですよ、廃業は。地域中核医療で残さんばいけんけんが。そいけんが、ことしいっぱいか来年の半ばぐらいまではある程度方向付けばせんことには、毎年繰り返して決算委員会でそうのこの言うたっていっちょん前進もせん、だからある程度メスを入れんことにはこいばもうえっしやしよって、あいば今度はせじいっちょこうどぎゃんないとなるくさいとじゃ、さっき坂口委員の話じゃなかいどん、そこに億じゃなくして1千万円じゃいの赤字ぐらいないばよかとですけど、億単位で、もう今からいくぎにやもう欠損額累積のずつともうこれはえすかにやと思うごた状況ですけんね。いろいろ議論をしていただいて、今後も簡単に改革とはでけんと思います。今までぎゃんなつとるとやっけんが。そこんところは議会ともども経営改革検討委員会でももちろんですけども、皆さんたちの意見を大幅に聞いて、武雄んごと水面下じゃなくして町民がもう知ってもらわんばんけんが、残つとじゃろかにやどぎゃんじゃろかにや、おどんが病院に行かんぎと潰るつとかいというふうなことまでなってもらわんことにはね。まちかった利用しゅう、残そうで思わないばと。町民皆さんな民間より町立が我がよかごつ言うてよかけん。民間になるぎと今のごつわーわ一言われんですもんね。できるだけ町立いうことば皆さんたち町民の方は思うとんさっじゃろばってんが、これも銭のつんなむことやっけんですね。太良町も合

併せて生きていく以上は、やっぱり、ある程度結論ば出さんばでけん。病院で潰れたばいと言われんごとですね。

#### ○坂口委員

あと一点よかですか。これは事務長にお尋ねしたかとぼってんが、例えば今の病院の中にですよ、耳鼻科にしろ眼科にしろいろんなスペースがまだあるわけやっけんがね。そういう人たちは、補助金もろうたりなんかしとるけんね、そういうとが可能かどうかちょっとわからんとですけど、先ほども町長とちょこっと話よったとぼってん、そういう人たちを入れて自分たちで病院を部屋ごと貸してですよ、そういうことが可能なのかどうかですね。まあ、来てくるっかどうか別としてね、そういうことが可能なのかどうか私はわからんけんが、可能ならば公募じゃないけど広告あたりも出してね、例えば耳鼻科じゃ、眼科じゃ何じゃかんじゃていうとのやっぱうちにはなかごた、田舎じゃあるばってん、人口なかばってんが、そういうちょっとした開業をでけん、腕の良か人たちはどんどん開業さすばってんが、そこそこの人はまたなかなか開業まで行き届かん、ある程度、開業に必要な金の半分で済むような、お医者さんたちが来るようなあいはできるのかでけんのかさ。その辺のあいはどがんふうですかね。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

元の旧太良病院のときですね、耳鼻咽喉科の末松先生という方がおられたんですけど、あの方が来られた時は、ちょうどその方式をとっておられてたわけですよ。そこをテナントとして貸して収益の幾らか病院に入れてもらうというような形でされてたんですよ。年月が経つうちに病院で持ちましようというような形に変わって、その日高先生あたりは来られるようになったんですけど、そういう経緯があるもんですから、できないことはないのじゃないかなあというふうに思います。ただ、例えば眼下だったら眼科の器具を揃えんばいかんでしょ。それを全部持ってきてくださいとかですね。そういう形でテナント料として幾らか取るということはできるんじゃないかなと思うんですよ。

#### ○坂口委員

その辺ばね、やっぱり補助金をもらったりなんかして造ってるので、そういうことができるのか、例えばの話ね。それでも科がね、一つでも二つでも増えればさ、やっぱり住民サービスもでき、町も負担にならん部分も出てくるけんが、増収になる可能性もあるし。どこでん病院しゃがセブンイレブンを入れたりなんかしよるじゃなかね。（「あ、そうそう」と呼ぶ者あり）実際よそはよ。そがんとがよかかどうかは別としてね、うちあたりはでけんやろうけど、規模の小さかけんさ。あいどんそういう辺りのことできんかな。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

できるのかどうなのか、県のほうに確認をしてみます。

### ○決算審査特別委員長（末次利男君）

私からちょっと質問させていただきますけれども、決算報告書の10ページですね。総括のところでは質問をいたしますけれどもね。結果的に総収益から総費用が一億三千万円増えたという結果報告ですけれどもですね、この、今回19年度において新たに対策、病院経営を考えた対策をされておる。それは、看護体制のね、13対1から15対1、15対1から13対1への移行。それから、医師を一人増員というアクションを起こされとるわけですね。その中で、その効果はどうであったのかということなんですよ。それによつての見込みと経費、どれくらい要って、結果的には、結果は出とらんわけですたいね。結果が出とらん、それはわかるわけですけれども。経費はどれくらいかかったのか。それで大体、どれくらい、いずれにしても歳入確保を望んだわけでしょう。しかし結果的には歳入確保に繋がっていないという結果が報告されとるわけですからね。経費はどれくらいかさんだのか。

### ○病院事務長（毎原哲也君）

15対1から13対1に変更することによってですね、大体1,200円ぐらい、一人上昇するんですよ、入院患者がですね。それで、年間45人ぐらいで365日を掛けますとですね、2千万円弱ぐらいは上昇すると見込んだわけですね。

それとは全く別で、整形外科のほうから1名増員しますよということですね、これは保健所あたりから、太良病院は7点何人が法定数じゃないですかということで、保健所の要望については7名ということになったことで、ある程度充足をしたわけですけれども、先ほども言っていましたように、6名でも十分いけるもんですから、7名持つ体力があったら7名持ったほうが良いし、6名しか持てなかったらもう6名にしたほうが本当は良いと思うんですよ。ただ、住民さんに対するドクターのサービスというのは落ちるかもしれません。6名になったらですね。ある意味ですね。そこら辺難しいところですが、1名増えられたことによってですね、大体、年間に1,300万円から1,400万円ぐらい増えるんですよ、給与がですね。そういうことを考えますと、大体500万円ぐらいは差し引き増えるでしょうという勘定はしてたんですよ。もっと入院患者の平均が上がると2千万円とか3千万円上がったとか、欲目で見るとそういうことになるんですけど、大体45名ぐらい、七十何パーセントぐらいですけどですね。入院の稼働率が。それでいくと二千万円弱ぐらい上がるでしょうという見込みは立てておったところですよ。

### ○委員長（末次利男君）

要するに大きな見込み違いが発生したと、当初の計画とすればね。その主な原因、いわゆる整形を一人から二人体制にした。もちろん端的言えば、患者不足ですよ。患者の少なかったけん、結果的に体制は整えたけどもなかった。率直に医師が、客観的に見てね、やっぱり患者が少なくなるのはいろいろな看護師の対応の悪いとか何とかいうんですけども、やっぱりドクターの技術力だと私は思っとるんですけども、客観的にその

辺の意見はあるですかね。言いにくいかもしれんですけど。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

ある意味本音のとこなんですけど、ドクターでですね、例えば黒川先生とその次に来られた釘本先生ですね、やり方も違うし考え方も違うんですよ。どちらかが良いかわかりません。（「黒川先生がよかくさいね。患者が黒川先生——」と呼ぶ者あり）いやいや、そうなんです、そうなんです。ただですね、内部では、釘本先生はものすごく受けがよかとですよ。それは忙しいから忙しくないからとかそういう問題じゃなくて、人間的にとかですね、そういう人気はひょっとしたら釘本先生が院内では高かかもしれませぬ。ところが事務屋からの判断はですね、稼いでくれる先生が良い先生なんです。（「もちろんです」と呼ぶ者あり）ですね。だから、釘本先生は前回2、3年前に来られた時も宮崎先生という整形外科の先生が随分頑張ってくれたのが落ちたんですよ、釘本先生が来られて。今度は黒川先生が来られて釘本先生が来られると聞いた瞬間に、もうこれは落ちると私は確信をしましたですもんね。それはなぜかと言うと、いわゆる慎重派なんです、手術をやるにもですね。内科の先生がきちんとその人のほかの余病、整形外科だけの病気だけじゃなくて、内臓疾患とか持つてる人をきちんとフォローできる内科の先生がここに揃ってない限りは、手術はこの人についてはできないという判断をされてしない。ところが黒川先生はですね、そこら辺は目をつぶってやるという、そこら辺の性格の違いで釘本先生については、だから黒川先生と、例えば二人しかおんされんとすると、釘本先生は必ず落ちる先生なんです、手術料でも何でも。だから、そういう観点から言うと、我々の事務屋のほうから言うと、やっぱり稼いでくれる先生が良い先生だというのがあるもんですから、どちらかを選べといわれたら黒川先生を取ると、そういう感覚なんですよ。今の古川先生は、手術バリバリなんです。今年の釘本先生が、整形の先生が二人おられて73例だったんですけど、今の時点で84例、今の時点で終わってるんですよ。もう、大体去年の一年かかられたのを半月ぐらい、半年から7カ月でやってしまわれてると。じゃあどっちが良いかと言うと、やっぱり手術をいっぱいやってくれたほうが収益断然上がるわけですから、それがすぐに入院に結び付けてくれたら尚よかわけですよ。そういうわけで、昨年落ちたというのはそういうところもあるという考え方を私は持っています。まあ、あと師長とか院長は違う観点があるかもしれませぬけど、ある意味うちは整形でかなり儲けなければいけない病院として位置付けてるもんですから、今の現段階ではですね。あと、本当は内科もですね、もっと稼いでもらえるはずなんですけども、これもいろいろ先生の性格とか考え方によってずいぶん変わってきますので、これでまた内科の先生が、例えば良い先生が来られたら内科もばっと増えるでしょうし、という観点なので、昨年、ある意味落ちたというのは、そういうところが結構大きいかなというふうに思ってます。

#### ○委員長（末次利男君）

同じ質問を総看護師長にさしていただきますけどもですね、いろんな今までの経験上言にくい部分もあるかとも思うんですけどもね。ドクターを横に据えて。しかし、本音のところをですね、やっぱりこいだけバッシングを受けるということは、職場として忍びないところがあると思うんですよ。そういったところですね、反省、やっぱり一年、本当に一生懸命やってきて結果が出なかったと、これはもう何と言しようもないような状況である中でですね、その反省をきちっとしてですね、その反省を今後に生かさなきゃいかんし、だから言にくいことも率直に看護師としてのね、ご意見を賜りたいなと思いますけど。

### ○総看護師長（坂本まゆみ君）

私たちはその、看護というのは独立してるんですけど、医師の指示のもとでないときかないことであったり、療養上の世話はできますけど、ドクター次第というところがあります。入院された患者さんについては、私たちは精一杯、きちんと看護計画も立て、医者の治療方針に基づいた計画をきちんと立てて、退院調整まで、先ほども言いましたけども、在宅の方はほとんどお家に帰られるので、高齢者でも帰られない方は施設に入られるんですけど、その辺の調整をするのも看護師の役割になってきますから、その辺もソーシャルワーカーと一緒にきちんとしてやってます。昨年患者さんが減ったりとか手術が少なかったりしたのは、私たち看護職からすると一番患者さんのためを考えた治療を先生は選択されたんだと、先ほども内科医のフォローがないと安心して手術ができませんので、それ相応の病院に手術をお願いして、その、あとは必ずうちでリハビリは診てましたので、どんどん患者さんを受け入れてうちの病院の機能よりはみ出た部分で手術とかをしては、結局患者さんに跳ね返ってきますから、私は昨年少なかったのがいけなかったとは思ってないところがあります。それで、患者さん増やしながらか、私たちが理想とするのは、患者さんがもう少し増えて、昨年のような先生だったらなというのが私たちが一番安心して看護ができる状況なんですけど。来られる、変わられるドクターごとに私たちも主義も違いますし、考え方も違いますので、その度に合わせて、尚かつ患者さんを増やして、13対1というのは平均在日数が24日なんですよ。もっと置いてくれと言われてもお金が取れなくなりますから、次のところに出さないといけないんですけど、療養型というのが町内には無いので、どうしても鹿島とか長崎のほうに、有明とかですね、送ってるのもいつも忍びない、太良の人は太良で見てあげたいって思いながら、でも出さないとお金が取れなくなるので、いつも心を痛めながら、病棟も病棟師長とかもやってるんですが。私たちでできることは何かっていつも考えてないように見えるかもしれませんが、やっぱり私たちができるのは患者さんたちに満足していただく、もう一回家族を入院させるならリハビリでお世話になるなら太良病院、最後を看取るなら太良病院でお願いしたいって思ってもらえるようにつなげて行くことしかないんですよ。私たちが医療はできませんので、その辺をいつも先生にもお願いして、またこっただけも

らってるから准看の人たちも働けておっしゃいますが、一生懸命働かれて、やっぱり辞められると看護職というのは少ないので、医療事故とか、今は医者の方の指示が間違っても看護師が罰せられますから、こういう医療界の中では、看護業界の中では離職する人が多いので、辞めてもらうのも困るんですよ。昨日も改革会議の後に患者さんがなかなか増えないので、今の患者だったら10対1というのが取れるんですよ。取ったらまた年間1400万円ぐらい、今やってる看護体制と看護で収益がアップします。だから、そういうこととか、あともう、もし営業ができるのなら老人会とかに師長とかも行って血圧測ったりして病気の前兆を見つけてあげて、こう、引っ張ってこれるならやりたいねとかも話してたんですけど。とにかく満足、患者さんも家族も太良で、太良病院で満足できる医療とか看護を受けられたらいいなあいつも思ってた、そういうのを話してはいるんですけど。答えになってないですね。

**○委員長（末次利男君）**

今、師長の身内をかばう気持ちで言うとはわかるんですけど。（「身内をかばうて言うのじゃないです」と呼ぶ者あり）ま、そういう気持ちはわかったんですけどね。今、太良病院が置かれた立場を直視してね、足りないもの、改善すべきもの、端的に一つ挙げてもらえます。医師と看護師と車の両輪として病院経営で言うとはあるわけですからですね。

**○総看護師長（坂本まゆみ君）**

足りないものですか。

**○委員長（末次利男君）**

それとももうこれで十分だと。

**○総看護師長（坂本まゆみ君）**

十分ではないですけど、確かに知識とか今の医療技術とかそういうのに立ち遅れているというのはありますので、できるだけ研修には前行ってなかったのをできるだけ看護協会とか外部の研修会には出したり、今度看護研究というのが取り組んでるんですけど、ちょうどこの自治体病院が置かれている現状に関係あるような研究を今してて、看護師でやってます。それをいつかどこかで発表することになると思いますけど——コミュニケーションですかね。

**○山口委員**

8ページですね、この流動資産の中に入ってますね、未収金。実はですね、この未収金一覧表があるんですけども、この中に、この資産の中に幾らか繰り入れとるわけですかね、この未収金の金額は。

**○病院事務長（毎原哲也君）**

8ページの2の流動資産のですよ、ロのですね、流動資産の（2）の未収金のロ一部負担金未収金10,193,788円というのがありますが、これが未収金の3月末時点で

の未収金です。

○山口委員

ということは、それだけ回収が利いたという解釈でいいわけですか。3月末と今度は金額が違うな。金額違うわけでしょう。

○病院事務長（毎原哲也君）

9月ということですか。

○山口委員

630——。

○病院事務長（毎原哲也君）

そういうことです。

○山口委員

ということはですね、これ偶然か知れませんが、48年が入ってないのでこれだけの資産をずっと挙げてきて、これは何年間になりますかね。19年とからすると35年になりますかね。これをこれだけ長くしてまだ——これそしたら100年もしたら資産はまだこう膨れるわけですよ。どこで判断をするのか、その辺の基準というのがありますかね。最後そっちから。

○病院事務長（毎原哲也君）

税関係と町立太良病院のような一部負担金の未収金の時効がそれぞれあるわけですが、税関係は5年となってると思いますが、病院の場合は、民法適用で3年ということになってるんですよ。ところがですね、未収金のいわゆる税関係の不納欠損ですね、それがなかなかできない仕組みになってるんですよ。というのは、亡くなられたり、行方不明になられた方についてはどうしようもないものですから、その分については落とせると言うんですけども、その他についてはまだ生きておられるとか何とかそういうことについては、いわゆる時効を向こうが主張されればですね、取れないんですけど、例えば47年ぐらいいんとにやんしゃいさと、まだおんさってくださいよと言ったときに払ってもらえば、その時点、また時効が中断したりするものですから、時効が中断してまた時効が払いんしゃったところから3年とかいうふうになるものですからですね。そういうのがあって、不納欠損処理というのがですね、これがちょっと私も最近、伊万里の市民病院とか多久の市民病院の事務長さんと話をしとったんですけど、そう簡単に不納欠損処分ができないという、条例であるのを規定しないとですね、不納欠損できないというのがわかりましてですね、これだけ47年も35年ぐらいい経ってるのもですね、本人さんがまだ生きているというような状況があるとですよ、そうそうにも取れんけんて落とせんわけですよ。で、ずっと残してるという状況です。

以上です。

○山口委員

そしたら近年、中期でよかばってん、もっと前のとはどういうふうに回収するか、全然してないでただ数字的に残ってくわけですか。何かの方法で徴収をしようという方法を取っているのか。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

今の件でお答えしますけれども、毎月、今、督促状を発行してるんですよ。それで47年の方については諫早のほうなんで行くんですよ。おられるんですけど会えないような状況があったりなんかしてですね、なかなか難しいところですよ。夜に行ってもよかですけども、なかなか手が回らないというそういうところもあったりして、本来は諫早まで夜の8時とか9時とか行ったりするべきなんですよ。そういうのが意外とずっとあるというそういう状況だにご理解いただきたいと思います。

#### ○山口委員

本当なら行ったがいいというようなことですけども、経費と徴収とのどのくらいの差があるのか、35年とか30年もなんて、果たして燃料焚いてこの燃料高に、それだけのコストだって大した結果が出てないというのものもあるし、その辺はなかなか判断が難しいと思うんですけど、切手を貼って送ったりこうこうしたり連絡したりしたら、極端に言ったら、そしたら10年、昭和63年まで徴収した経費ていうとははじき出されんでしょ。本当言うと、そういうとの欲しかわけですよ。どのくらいの金額を徴収したか。ひよっとしたら10倍かかるとるかもわからんですもん。ちょっと私の考えばってんが。前の水道の時は、ある程度年数が短かったのはうちもやってもらわんばいかなんですけど、こんなに長く。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

おっしゃってることはよくわかるんですけど、病院関係の一部負担金の取り扱いについてはですね、一応このまま載せさせてもらってないと、あるところで、今、条例の作り方がよくわからないものですから、あるところで条例化をですね、未収金についての条例化をさせてもらおうと不納欠損処理ができるというような、できるという文書にも実務講座というのがあって、本がですね、そん中でそういうことが書いてありますので、現実にほかの病院がどういうことをやってるかというのをもう少し調査してから条例を改正させてもらうかですね、そういうことで不納欠損をする手続きがきちんとできるような体制を整えたいと思います。

#### ○見陣委員

今の8ページのところでですね、仮に指定管理者とか民間に病院が移行になったとき、この流動資産というのはどうするのか。

そして、その他の未収金でどういうのがあるのか教えてください。

#### ○病院事務長（毎原哲也君）

済みません、ちょっと、どう取り扱うかはわからんとですよ。ただですね、現在その、

20年3月31日現在では、現金預金が現金として佐銀かどこかに9,300万円あるわけですね。それを例えば指定管理者にして、その指定管理者さんと協約を結ぶわけですが、どういう形でやるかということですね。その時のこの金をこの人たちにやるということはまずないわけですから。それはその人にやる以外の方法に必ずなるということになると思います。それから、保険未収金はもちろんまだ2か月遅れで入ってくるものですからそのことなんですけれども。

あと、その他の未収金というのはですね、例えば3月31日で一応、そこで閉めるものですから、交通事故の未収金とかがですね、保険会社等からあるわけですよ。例えばそういうのが遅れて入ってくるんです、何カ月か遅れてですね。まだここに残っているというのは4月1日以降にずっと入ってくるという額なので、いずれはゼロになるという額です。あと、例えばうちの薬剤師が学校の薬剤関係のそういう担当をやっているわけですが、そういうのが3月31日までに入らなくて4月以降に入ってくるというそういうものとかをここに計上していますので。もろもろそういうのがあります。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

質問の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

質疑がないので質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

討論ないので採決いたします。

議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定について

本案は、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

異議なしと認めます。

よって、議案第66号 平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

**○決算審査特別委員長（末次利男君）**

これをもちまして、本日は2案件を終了しましたので、散会いたします。お疲れ様でした。

**午後4時40分 散会**